

令和5年度第1回一関市環境審議会

日時 令和5年12月22日（金）

13:30～15:15

場所 一関市役所 会議室棟 第1会議室

～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 「令和5年度版環境報告書（令和4年度実績）」の素案について

(2) 「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の進捗確認について

4 その他

5 閉 会

一関市環境審議会委員名簿

令和4年12月23日から令和6年12月22日まで

(敬称略)

	氏名	ふりがな	備考
1	佐藤 和久	さとう かずひさ	[Redacted]
2	千田 典文	ちだ のりふみ	
3	岩館 幸司	いわだて こうじ	
4	佐々木 正明	ささき まさあき	
5	千葉 理恵	ちば りえ	
6	千葉 平	ちば たいら	
7	佐藤 美樹	さとう みき	
8	吉田 恵子	よしだ けいこ	
9	前田 眞	まえだ まこと	
10	北條 喜久男	ほうじょう きくお	
11	橋本 温子	はしもと あつこ	
12	及川 良	おいかわ りょう	
13	沼倉 恵子	ぬまくら けいこ	

令和5年12月22日（金）
令和5年度第1回環境審議会【資料1】

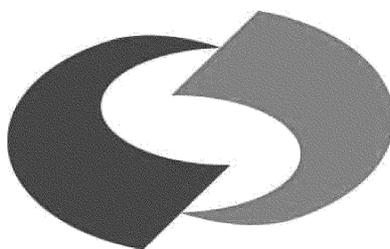
（案）

令和5年度版

環境報告書

「いちのせきの環境概要」

（令和4年度実績）



一 関 市

（この紙は、一関市庁舎内から排出された使用済みの紙を原料として、庁舎内のオフィス製紙機で作成したものです。）

— 目 次 —

はじめに

一関市環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

基本方針1 地球温暖化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取組
- 2 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況
- 3 公共施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況
- 4 一関地球温暖化対策地域協議会の活動
- 5 一関市役所地球温暖化対策実行計画

基本方針2 水と緑豊かな自然環境との共生・・・・・・・・ 16

- 1 水質の状況
- 2 大気の状態
- 3 騒音の状況
- 4 振動の状況
- 5 環境保全協定（公害防止協定）
- 6 環境に関する苦情の状況
- 7 放射線の状況
- 8 森林整備の状況

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり・・・・・・・・ 31

- 1 廃棄物の収集・処理の状況
- 2 有価物集団回収の状況
- 3 生ごみ減量機器購入補助の状況
- 4 食品ロス削減に向けた取組
- 5 使用済小型家電回収・古着回収の状況
- 6 ごみ問題対策巡視員の取組
- 7 不法投棄の状況
- 8 ポイ捨て防止条例

基本方針4 住みつけたい、訪れたい魅力ある環境づくり・・・・・・・・ 35

- 1 景観形成に関する取組
- 2 公園緑地の整備状況
- 3 空家対策の状況

基本方針 5	環境を考え、行動する人づくり、組織づくり	36
1	環境教育事業	
2	小中学校での環境に関する取組	
3	花いっぱい運動	
4	公衆衛生組合連合会の取組	
5	アドプト（養子縁組）協定の締結	
環境基本計画（総合計画）指標		39
資料		41
1	森林愛護団体の取組	
2	市・民間団体などが実施した環境関連事業	
3	小中学校での環境に関する取組	
4	一関市環境基本条例	
5	一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例	

はじめに

調整中

令和5年 月

一関市長

一 関 市 環 境 基 本 計 画

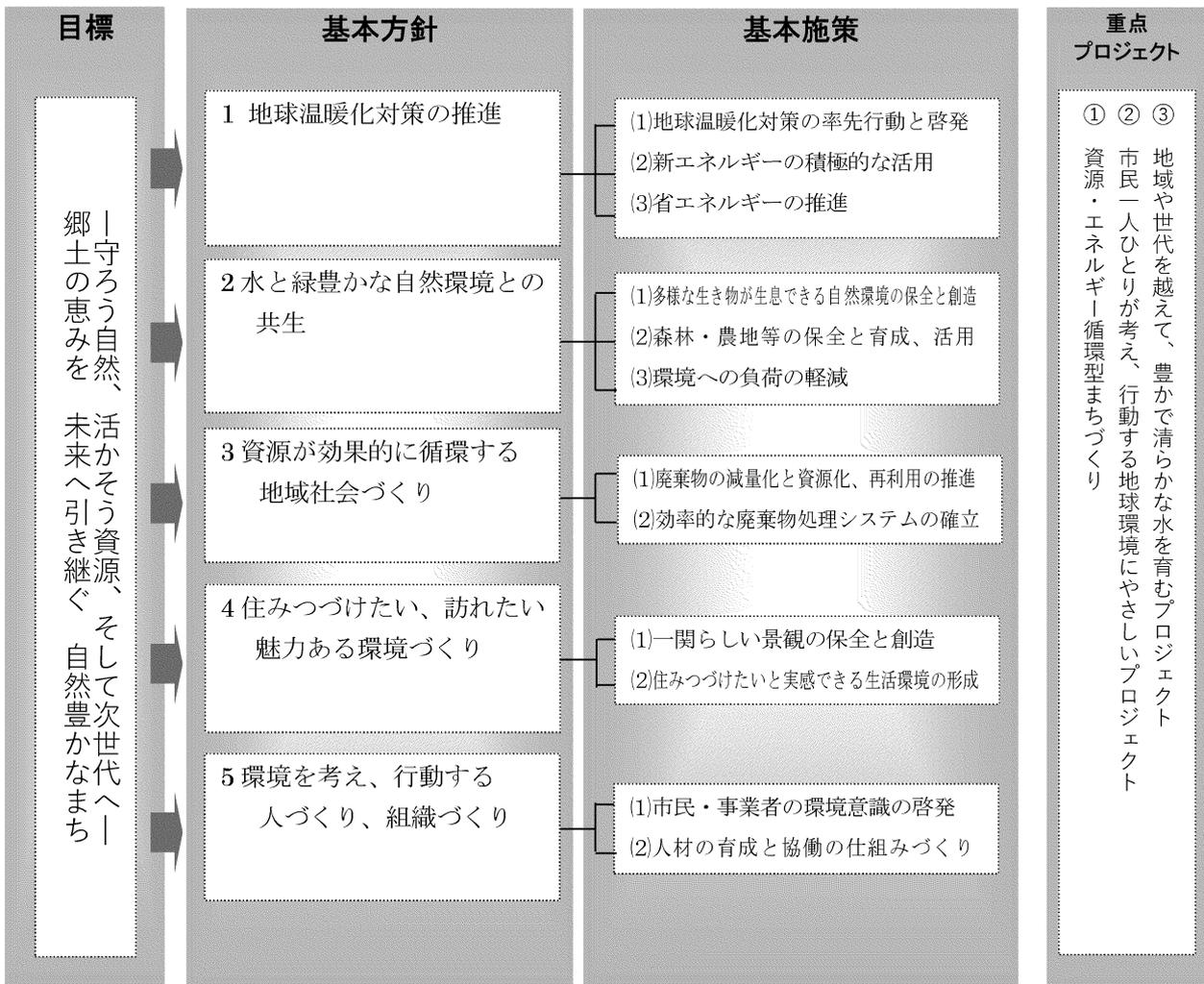
この基本計画は、一関市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定しているものです。

環境基本計画は、「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」を目標に掲げ、その実現のため、5つの基本方針を以下のように定めます。

基本方針は、目標を達成するため、環境に関するまちづくりの方向性を示すものです。5つの基本方針ごとに、具体的な施策の方向性を示す基本施策を対応させるとともに、重点的な取組として、5つの基本方針を横断する3つの重点プロジェクトを位置づけます。

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間です。

なお、「一関市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」策定に合わせた指標の見直し及び「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン（令和3年度～令和7年度）」策定にかかる名称の修正や文言整理のため、令和3年3月に改定しました。



◇ 計画の推進について

市は、計画の推進にあたって、環境保全団体等の育成支援に努めるなど、市民や事業者等が環境保全活動へ積極的に取り組めるような環境整備に努めます。

また、関係者が相互に連携しながら取組を進めるためには、情報共有と相互協力が必要となります。そのため、それぞれが情報公開に努めるとともに、交流の契機を創出できるよう、環境教育や意識啓発イベント等に重点を置いた取組を推進します。

■環境報告書の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

■対象範囲

環境報告書の対象範囲は、「一関市環境基本計画」に基づき、次に示すとおりとします。

環境の要素	具 体 例
地球環境	地球温暖化、エネルギー
自然環境	森林、生態系、生息空間
都市・農村環境	公園緑地、景観、環境保全型農業、住環境、里山
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護
大気	大気質、悪臭
音・振動	騒音、振動
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

1 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取組

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、太陽光などの自然エネルギーとともに、市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源として有効活用していく必要があります。

また、市は、令和3年2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

地球温暖化防止のためには、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができる新エネルギーの活用や、家庭・業務・運輸・産業の各部門及び廃棄物分野における省エネルギーの推進が必要です。

令和3年3月には、「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン（令和3年度～令和7年度）」を策定し、取組方針を示すとともに、取組方針に応じた具体的取組（アクションプラン）を一覧としてまとめました。2050年二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、これらの取組を推進しています。

令和3年度は、環境省の補助事業「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の採択を受け、市内の再生可能エネルギーについて、賦存量の調査を行い、導入目標をまとめました。

さらに、令和5年3月には「一関市地球温暖化対策地域推進計画（令和5年度～令和12年度）」を策定し、市域の二酸化炭素排出量を令和12年に平成25年度比で46%削減し、さらに51%の削減を目指すこととしています。本計画では目標達成に向けて取り組む施策を体系的にまとめています。

いかす つくる つなぐ

資源・エネルギー好循環のまち いちのせき

いかす

新エネルギーのさらなる活用とともに、地域で発生する廃棄物やバイオマスなどの、再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。

- ①市民、事業者、行政が連携し、新たなエネルギー資源の掘り起こしに努めます。
- ②木質・畜産バイオマスの活用を促進します。
- ③廃棄物の再資源化・減量化に努めながら、地域の新たなエネルギー資源として活用します。

つくる

地域資源から、効果的にエネルギーを創出します。

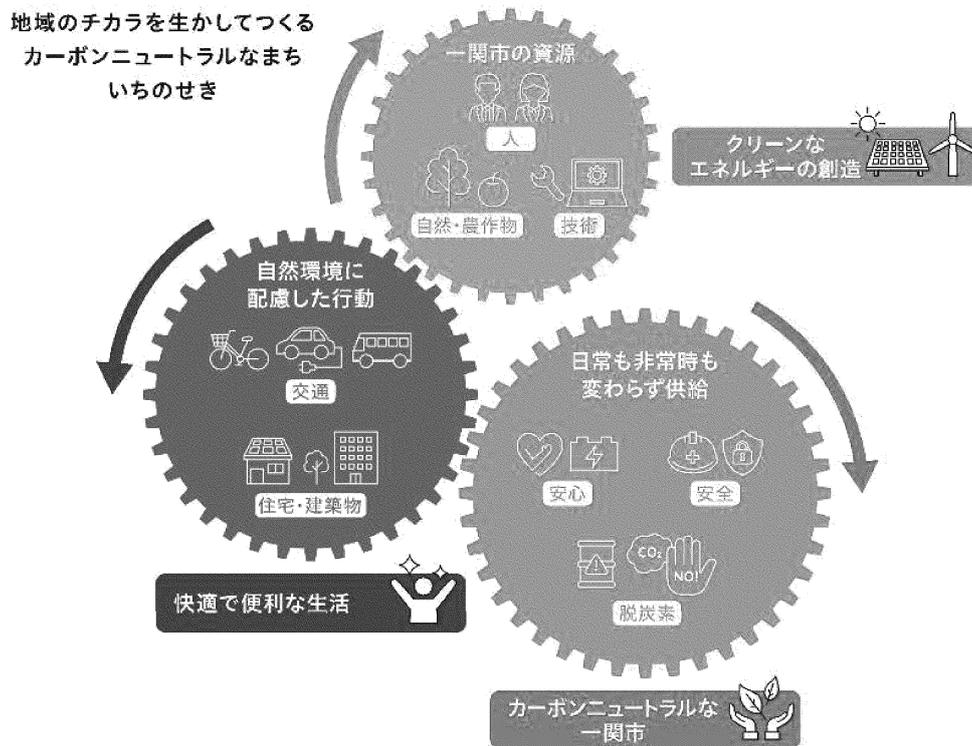
- ①市民、事業者、行政が連携し、地域の特性を活かしたエネルギーの創出に努めます。
- ②エネルギーの創出に当たっては、環境に配慮しながら進めます。
- ③低コストで効率的なエネルギーの創出に努めます。

つなぐ

創出されたエネルギーを地域内で有効活用し、豊かな環境を次世代に引き継ぎます。

- ①公共施設などへ地域資源エネルギーの導入を推進します。
- ②地域資源エネルギーを活用した施設を整備し、地域の賑わいづくりにつなげます。
- ③エネルギーの地域内循環の取組を推進し、エネルギー自給率を高め、災害に強いまちを目指します。
- ④バイオマス産業都市構想に基づく取組を推進し、産業の振興と雇用の創出につなげます。
- ⑤環境教育の充実を図り、人材の育成に努めます。

◎一関市地球温暖化対策地域推進計画の目指すべき将来像



将来イメージ

- 市民一人ひとりが環境に配慮した行動を自然に選択しています。
- 一関市の豊かな自然環境からクリーンなエネルギーがつけられ、皆で享受しています。
- エネルギーの使用量が少ない建物や住宅で、夏は涼しく、冬は暖かく、健康に暮らしています。
- 公共交通、エコカー、自転車と排ガスを出さない便利な交通手段が増えて、まちの空気がきれいになり、子どもから高齢者まで安心して移動できます。
- 市内で生産した農産物等を市内で消費することで、流通で使われるエネルギーを削減するとともに、旬の美味しい食材を食べることにより季節を楽しんでいます。
- 市内の森林は、資源として流通するとともに、災害が起こらないよう健全な管理が維持されています。
- 自然災害などの非常時でも、市内の再生可能エネルギーから必要なエネルギーが供給されます。

CO₂排出量削減目標

- 令和12(2030)年度 「平成25(2013)年度比△46%、さらに全部門・分野での達成となる△51%の高みを目指す」
- 令和32(2050)年度 「CO₂排出量実質ゼロを目指す」

再生可能エネルギーの導入目標

- 令和12(2030)年度 設備容量2.7万kW (CO₂削減量3万t-CO₂)
- 令和32(2050)年度 設備容量6.5万kW (CO₂削減量10万t-CO₂)

2 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況

平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム導入促進費補助事業を実施しています。さらに平成 29 年度からは太陽熱及び地中熱利用設備を、令和 3 年度からは蓄電設備を補助対象に追加したところです。

直近 3 年間の補助金交付実績は次のとおりです。

○住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付実績

年 度	太陽光発電設備			太陽熱利用設備		地中熱利用設備	蓄電設備		
	件数	補助額 (千円)	平均出力(kW)	件数	補助額 (千円)	件数	件数	補助額 (千円)	平均容量 (kWh)
R 2 年度	44	4,224	6.8	—	—	—	—	—	—
R 3 年度	41	4,009	8.5	—	—	—	30	3,000	7.6
R 4 年度	51	4,974	8.0	—	—	—	44	4,400	8.5

※ 太陽光発電設備の補助額（上限額）：出力 1 kW あたり 2 万円（10 万円）
 太陽熱利用設備の補助額（上限額）：強制循環型（5 万円）、自然循環型（3 万円）
 地中熱利用設備の補助額（上限額）：ヒートポンプシステム（30 万円）、その他（10 万円）
 蓄電設備の補助額（上限額）：容量 1 kWh あたり 2 万円（10 万円）

資料：生活環境課

3 公共施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

市では、公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進しています。公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況は以下のとおりです。

(1) 太陽光発電導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力(kW)	蓄電池容量(kWh)
H13 年度	大東中学校	10.0	
H16 年度	萩荘小学校	5.5	
H17 年度	花泉中学校	10.0	
H22 年度	南小学校	19.5	
	涌津小学校	19.5	
	萩荘中学校	19.5	
H23 年度	川崎中学校	5.0	
H24 年度	大東小学校	10.0	
	曾慶保育園	5.0	
	一関北消防署	10.0	
H25 年度	千厩中学校	20.0	15.0
	東山中学校	20.1	
	花泉図書館	10.0	
	一関図書館	120.0	14.7
	一関あおば保育園	5.0	
H26 年度	山目小学校	20.0	
	磐井中学校	15.0	
	一関北消防署東山分署	5.0	

導入年度	施設名称 (設置場所)	出力(kW)	蓄電池容量(kWh)
H26 年度	一関保健センター	20.0	22.0
	山目市民センター	5.0	4.4
	永井市民センター	5.4	5.0
	千厩市民センター	5.0	4.4
	猿沢診療所	10.5	8.8
	大東支所	10.0	11.0
H27 年度	川崎支所	20.0	15.0
	奥玉ふるさとセンター	5.1	5.0
	室根診療所	10.2	9.6
	東山保健センター	5.1	5.0
	藤沢市民センター	5.1	5.0
	サン・アビリティーズ一関	5.0	5.0
	涌津市民センター	5.0	5.0
	大東コミュニティセンター	5.0	5.0
	東山総合体育館	5.0	5.0
	室根ふるさとセンター	5.0	5.0
	一関南消防署藤沢分署	5.0	
H29 年度	千厩小学校	20.0	
	道の駅むろね	4.9	
R 元年度	東山小学校	10.0	
R 4 年度	室根小学校	20.0	

資料：生活環境課、都市整備課

(2) 地中熱利用設備導入状況

導入年度	施設名称 (設置場所)	設備内容
H25 年度	花泉図書館	地下 100m までチューブを埋設。管内の液体を地下水と熱交換し館内の冷暖房に使用。 (10kW×8 基)
H26 年度	一関図書館	地下 1.5m にチューブを埋設し、熱交換した空気を館内に送風。

資料：生活環境課

(3) 木質バイオマス利用設備導入状況

導入年度	施設名称 (設置場所)	出力等
H17 年度	興田小学校	木質ペレットボイラー581kW
H29 年度	千厩小学校 (H30 年 4 月開校)	チップボイラー200kW+灯油ボイラー233 kW
R 元年度	東山小学校 (R 2 年 1 月新校舎利用開始)	チップボイラー200kW+灯油ボイラー233 kW
R 4 年度	室根小学校 (R 4 年 8 月新校舎利用開始)	チップボイラー200kW+灯油ボイラー233 kW

資料：林政推進課

(4) 電気自動車充電設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
H29年度	道の駅むろね（H30年4月開設）	急速充電器 50kW（1台）

資料：生活環境課

(5) 外灯等

導入年度	設置場所（設置内容）
H22年度	防犯灯（LED灯交換：574灯）
H24年度	庁舎ほか照明灯（ハイブリッドソーラーLED外灯：20基）
	防犯灯（LED灯交換：240灯）
H26年度	防犯灯（LED灯交換：808灯）
	市管理公園照明のLED化(15基)
H27年度	防犯灯（LED灯交換：844灯）
H28年度	防犯灯（LED灯交換：873灯）
H29年度	防犯灯（LED灯交換：902灯）
H30年度	防犯灯（LED灯交換：769灯）
R元年度	防犯灯（LED灯交換：717灯）
R2年度	防犯灯（LED灯交換：544灯）
R3年度	防犯灯（LED灯交換：66灯）
R4年度	防犯灯（LED灯交換：23灯）

資料：生活環境課

(6) 省エネルギー設備導入状況

導入年度	事業名称	導入場所・内容等
H21年度	市役所本庁舎外灯設置	太陽光発電付外灯 168W×4基
	大原小学校外灯設置	ハイブリッドソーラー外灯（太陽光発電 120W+風力発電 30W）1基+外灯2基
	道の駅かわさき防犯灯・照明用太陽光発電設備・風力発電設備設置	太陽光発電 0.6 kW+風力発電 1 kW
	本庁舎エレベーター改修	インバータ制御化
	本庁舎照明改修	蛍光管交換
	本庁舎1階樹脂サッシ設置	1階北側窓
	屋外用照明灯(公園灯)設置	巖美公園公園灯3基（LED内蔵 58.8W）
H23年度	一関市仮設住宅外灯設置	LED灯（10基）
	街路灯改修	LED灯に交換（11基）
	一関駅西口北駐車場照明灯設置	太陽光発電LED灯（2基）
	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ：LED灯に交換
	本庁舎照明改修工事	省エネ蛍光管、LED灯に交換
	本庁舎変電設備改修工事	高圧変電トランスを省エネ型に交換

導入年度	事業名称	導入場所・内容等
H23 年度	本庁舎地下室冷却ポンプ等交換工事	高効率モーターに交換
	東山支所照明改修工事	LED灯に交換
H24 年度	桜の小道整備事業	ソーラー外灯（3基）
	千厩支所照明改修工事	LED灯に交換
	花泉総合福祉センター	LED灯に交換
	本庁舎非常用発電設備更新	放水式からラジエーター方式に交換
	本庁舎冷温水ポンプ交換	高効率モーターに交換
H25 年度	釣山公園駐車場照明灯設置	ソーラー外灯（4基）
	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ：LED灯に交換
	花泉支所照明改修工事	LED灯に交換
	本庁舎議場空気調和設備改修工事	省エネ型設備に交換
	本庁舎高架水槽用揚水ポンプ更新工事	高効率モーターに更新
	千厩支所庁舎外部照明灯更新工事	LED型外灯設置
	千厩支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
H26 年度	市管理公園照明改修工事	LED灯に交換（15基）
	磐井中学校進入路等LED防犯灯設置	LED防犯灯（15基）
	なのはなプラザ照明改修工事	LED灯に交換
	金沢小学校照明改修工事	LED灯に交換
	空気調和設備改修工事	省エネ型空調設備に更新（西部・花泉学校給食センター、小梨公民館）
H27 年度	真湯温泉センターコテージ暖房機交換工事	省エネ型設備に交換
	矢ノ目沢公園他照明改修工事	LED灯に交換（9公園）
H28 年度	花泉総合福祉センター受電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関市総合体育館自動給水ポンプ交換工事	トッランナーモータを搭載した給水ユニットに更新
	石と賢治のミュージアム照明設備改修工事	LED灯に一部交換
H29 年度	渋民市民センター移転整備等工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	中里小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	巖美小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	川崎小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関文化センターエレベーター改修工事	インバータ制御化
H30 年度	花泉支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
R 元年度	大東支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	大東バレーボール記念館受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	東山保健センター受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）

導入年度	事業名称	導入場所・内容等
R元年度	室根支所受変電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
	黄海小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	新沼小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	川崎中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	滝沢小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関東中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	弥栄小学校空調設備設置工事	変圧器更新（トップランナー型）
	川崎小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	金沢小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	南小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	萩荘中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	興田中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	猿沢小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	大東小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	厳美小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	厳美中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	中里小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	赤荻小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	磐井中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	舞川中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	大原中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	萩荘小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	花泉小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	千厩中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
室根東小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）	
室根西小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）	
室根中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）	
R3年度	本庁舎（会議室棟、現業棟、現業棟附属棟、車庫を含む）照明改修工事	全灯をLED灯に交換
R4年度	花泉中学校	変圧器更新（トップランナー型）
	真滝幼稚園	全灯をLED灯に更新

資料：生活環境課、都市整備課、財政課

4 一関地球温暖化対策地域協議会の活動

「健全で恵み豊かな地球環境の保全と創造」を基本理念に、住民・事業者・行政が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的として、平成19年3月に設立されました。令和4年度の主な活動内容は以下のとおりです。

開催日	主な活動内容
5月29日	気候セミナー「～カスリン・アイオン台風から4分の3世紀～激甚化・頻発化する気象災害に備えて」の開催（参加者60名） 講師 [REDACTED]
8月28日	市民フェスタへの出展 展示内容：「～脱炭素社会の移動手段～E V（電気自動車）を知ろう！」
10月1日	いちのせきからストップ温暖化出前講座 i n むろね（参加者16名） 内容：講演及びE Vの外観見学 ほか
11月1日	広報e c o（第33号）の発行 内容：何もかも値上げで家計が苦しいわ！ ほか
11月2日	地球温暖化を主とする環境教育（授業）（聴講者 萩荘中学校3年生61名） 講師 [REDACTED]
11月11日 ～12日	磐清水市民センター主催の地区民祭への出展と講話（受講者 延べ31名） 出展：E V、ロケットストーブ、独立電源キッド 講話：「気象災害はなぜ激甚化するのか?!」 「脱炭素な暮らしとは・・・」
11月13日	「E V（電気自動車）を知ろう！（第2回）」の開催（参加者 約30名） 協力企業 [REDACTED]
11月25日	自然エネルギー等見学会（参加者 13名） 見学先：一関清掃センターリサイクルプラザ 講演：「ペーパーレス時代の古紙リサイクル」 講師 [REDACTED]
3月15日	一関シニア活動プラザへの出展と講演（聴講者 23名） パネル展示：「激甚化する気象災害と脱炭素な暮らし」 講演：「気象災害から身をまもる～地球を冷やすために私たちができるエコ～」

資料：生活環境課

写真

気候セミナー

「～カスリン・アイオン台風から4分の3世紀～
激甚化・頻発化する気象災害に備えて」

5 一関市役所地球温暖化対策実行計画

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律、一関市環境基本条例、環境基本計画に基づき、地球温暖化対策の取組を積極的に推進するため、温室効果ガスを令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減することなどを目標とする「一関市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス等の削減に取り組んでいます。

令和4年度の温室効果ガスの排出状況は、前年度と比較すると約1.1%増加しました。

これは、新型コロナウイルス感染症の規制緩和により公用車の燃料（ガソリン）使用量と電気の使用量が増加したことと、電力会社の二酸化炭素排出係数が約4.2%増加したことが要因と考えられます。

部門別の温室効果ガスの排出状況では、市民利用施設部門、学校施設等部門、消防施設部門で減少しました。

(1) 一関市職員エコアクション

エコアクション1	省エネルギーに努めます
エコアクション2	公用車の適正利用に努めます
エコアクション3	省資源、リサイクルを推進します
エコアクション4	公共施設の整備、維持管理にあたっては、環境に配慮します
エコアクション5	職員の意識を高め、環境配慮行動を促進します
エコアクション6	その他事務・事業※に関する取組を行います

※エコアクション6のその他事務・事業：(1)グリーン購入の推進、(2)公共工事関連対策、(3)市民・事業者との連携の3項目

(2) 令和4年度実績について

二酸化炭素排出量は、エネルギー・燃料の使用量に、地球温暖化対策推進法施行令第3条及び別表第一に定める温室効果ガス(二酸化炭素)排出係数^{*}を乗じて算出しています。

なお、「電気」については東北電力株式会社の設定する係数を使用しています。

※単位発熱量×炭素排出係数×44/12 で求められます。下表では電力の係数を除き、小数第三位以下を四捨五入して示しています。

(参考) 令和4年度実績値における温室効果ガス(二酸化炭素)排出係数

算定項目	種別	排出係数	単位
庁舎・施設からの二酸化炭素排出量	灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
	重油	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
	LPG	3.00	kg-CO ₂ /m ³
	都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /Nm ³
	電気	0.496	kg-CO ₂ /kWh
公用車利用による二酸化炭素排出量	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ

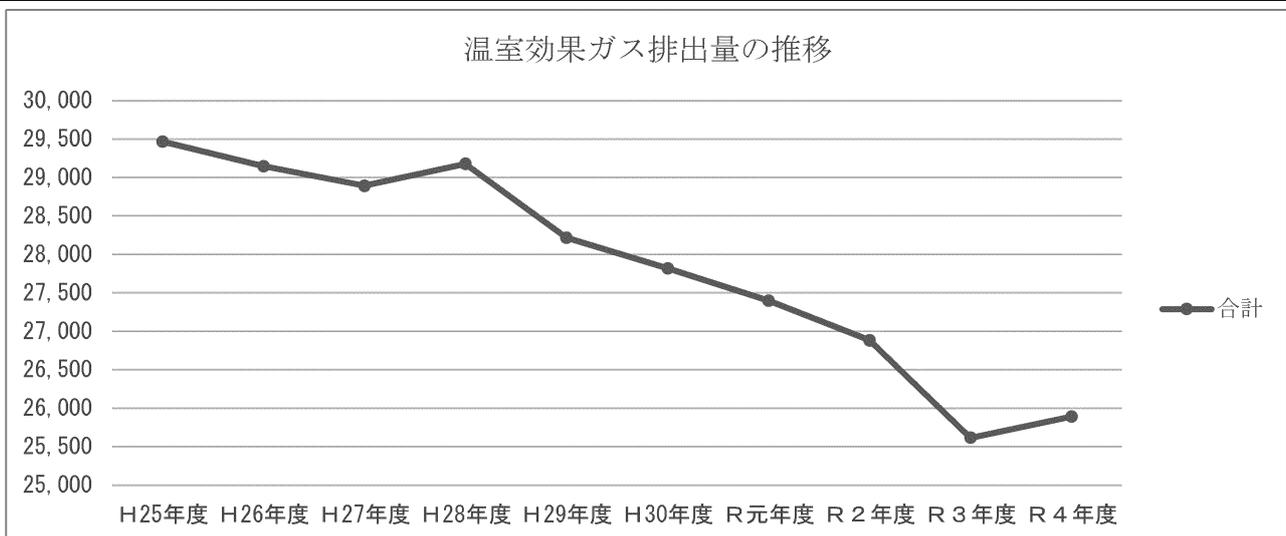
※参照「R4年3月環境省大臣官房環境計画課 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」

※燃料等使用量に排出係数を乗じて計算しても排出量内訳と合致しません。これは燃料使用時に、二酸化炭素以外の温室効果ガスが排出されたものを、二酸化炭素を基準とした排出量の数値に置き換え、二酸化炭素排出量に加算したことによるものです。

①温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算排出量)

単位: t-CO₂

温室効果ガスの種類	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
二酸化炭素(CO ₂)	29,418	29,089	28,832	29,106	28,150	27,752	27,335	26,823	25,557	25,838
メタン(CH ₄)	9	9	10	9	9	11	10	10	10	9
一酸化二窒素(N ₂ O)	38	41	44	57	52	50	48	44	44	41
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	7	9	8	9	9	10	10	10	10	8
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,897



② 部門別温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

部門別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
オフィス部門	2,657	2,553	2,392	2,460	2,503	2,324	2,237	2,267	2,099	2,108
市民利用施設部門	11,051	10,947	11,318	11,159	10,784	10,922	10,763	9,753	9,820	9,703
学校施設等部門	6,485	6,687	6,291	6,671	6,600	6,128	6,051	6,267	5,899	5,678
消防施設部門	883	699	840	853	879	752	708	640	862	838
水道施設部門	7,242	7,095	6,915	6,904	6,437	6,753	6,704	6,937	6,076	6,684
下水道施設部門	1,154	1,167	1,138	1,134	1,017	944	940	1,023	865	886
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,897

③ 事業別温室効果ガス排出量内訳の推移

単位：t-CO₂

事業別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
燃料等の使用	27,884	27,468	26,905	26,948	26,039	25,564	25,261	24,899	23,706	24,094
うち電気の使用	22,777	22,529	21,635	21,958	21,071	20,930	20,522	20,400	18,978	19,934
うちその他の燃料等の使用	5,107	4,939	5,270	4,990	4,968	4,634	4,739	4,499	4,728	4,160
公用車の使用	1,276	1,389	1,696	1,833	1,773	1,846	1,736	1,613	1,535	1,406
廃棄物の排出(廃プラスチックの焼却)	83	75	67	186	200	192	186	183	177	177
水道の使用	229	216	226	214	208	221	220	193	204	220
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,897

④ 使用量等実績

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
燃料	灯油(kℓ)	981	964	1,045	960	962	887	867	850	893	783
	重油(kℓ)	833	779	822	786	796	725	808	726	765	673
	LPG(m ³)	59,439	57,237	60,671	66,342	55,411	64,969	50,361	43,693	45,136	40,789
	都市ガス(m ³)	33,727	49,388	46,990	46,060	47,390	44,433	48,398	52,909	55,980	50,907
	電気(kWh)	38,932,297	38,490,690	39,113,399	40,100,573	40,691,482	40,062,215	39,736,519	39,676,793	40,297,797	40,633,242
公用車	ガソリン(kℓ)	197	253	243	270	226	227	224	205	207	212
	軽油(kℓ)	310	305	441	466	473	500	461	429	398	349
廃棄物の排出(廃プラスチックの焼却)量(t)	29.7	27.0	23.8	66.7	71.5	68.8	66.7	65.5	63.4	63.4	
水道の使用量(m ³)	305,272	293,972	317,066	301,799	314,062	316,069	313,966	269,478	320,016	306,911	

⑤ 今後の取組

平成 20 年 5 月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、改正省エネ法）により、市役所においては市長部局（水道事業含む）と教育委員会が特定事業者として指定を受け、年度平均 1 %以上の低減が努力義務となっています。

新型コロナウイルス感染症予防対策の行動制限が緩和されたことに伴い、令和 3 年度に比べ令和 4 年度は二酸化炭素排出量が増加しています。

今後もエコアクションの推進を継続するとともに、改正省エネ法への対応と合わせて各部署及び公共施設における省エネルギー化を推進し、燃料及び電気の使用量を削減します。更に、公共施設等への太陽光発電設備導入等の取組により再生可能エネルギーの活用を図り、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

なお、令和 5 年度には、令和 5 年 3 月に策定した「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の目標値を踏まえ、二酸化炭素の削減目標の変更など計画の見直しを行う予定です。

基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生

1 水質の状況

(1) 河川等水質測定結果（BOD年平均值）【測定機関：国・岩手県】

本市を流れる河川や排水路等の測定地点及び測定結果は、以下のとおりです。

単位：mg/L

河川名	地域区分	測定地点名	類型 (環境基準)	測定機関	R 2年度	R 3年度	R 4年度	達成状況
北上川	一関	千歳橋	A	国交省	1.0	1.0	1.0	○
	川崎	北上大橋			0.9	0.8	0.9	○
	花泉	北上川橋			0.9	1.0	1.1	○
磐井川上流	一関	長者の滝橋	AA	岩手県	<0.5	<0.5	<0.5	○
磐井川中流		上の橋	A	国交省	0.7	0.6	0.6	○
磐井川下流		狐禅寺橋	C	国交省	1.1	1.0	0.9	○
久保川		赤子橋	A	岩手県	0.9	0.6	<0.5	○
吸川		水門	—		6.7	5.7	7.5	○
金流川	花泉	天神橋	A		1.0	0.9	0.8	○
		川ノ口橋		0.9	1.1	1.2	○	
有馬川		金流橋	A	0.8	0.9	0.8	○	
磯田川		沼畑橋	—	1.1	1.0	1.4	○	
砂鉄川	東山	生出橋	A	国交省	0.5	<0.5	0.5	○
	川崎	門崎橋			0.7	0.5	0.6	○
曾慶川	大東	雲南田橋	—	岩手県	0.8	1.0	0.7	○
千厩川上流	千厩	久伝橋	A		0.8	0.7	0.5	○
		宮田橋			0.8	0.7	0.5	○
千厩川下流		松形橋	C		2.1	1.7	1.6	○
		水門			1.5	1.3	1.1	○
大川	室根	宮城県境	A		0.8	0.7	0.5	○
津谷川		千代ヶ原橋	—		0.5	0.6	<0.5	○
黄海川	藤沢	樋口橋	A	0.6	0.6	0.5	○	

※ 河川（湖沼を除く。）の環境基準は、AA：1 mg/L以下、A：2 mg/L以下、B：3mg/L以下、C：5 mg/L以下、D：8mg/L以下、E：10mg/L以下。

※ 類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10mg/Lを適用している。

(2) 河川等水質測定結果 (BOD年平均値) 【測定機関：一関市】

単位：mg/L

河川名	地域	測定地点名	類型 (環境基準)	R 4 年度	達成 状況	河川名	地域	測定地点名	類型 (環境基準)	R 4 年度	達成 状況
磐井川	一関	大久保橋	AA	<0.5	○	間明田川	大東	曾慶川合流点	—	1.1	○
久保川		長倉	A	0.6	○	久子沢川		久子沢付近	—	0.7	○
小猪岡川		大森橋	—	0.6	○	市道川		鈴昭製材所付近	—	0.7	○
市野々川		落合橋	—	0.75	○	猿沢川		観福寺橋付近	A	<0.5	○
栃倉川		栃倉	—	0.55	○	当摩川		登瀬橋	—	1.2	○
滑り川		合流点	—	1.9	○	山谷川	東山	山谷中ノ橋	—	0.7	○
五代川		石畑橋	—	1.27	○	林川		中ノ屋敷橋	—	0.8	○
滝沢川		町田橋	—	1.17	○	石蔵川	川崎	布佐川河口	—	1.2	○
番台川		番台地点	—	0.83	○	風呂川		風呂川	—	<0.5	○
笹谷川		放流口・桃ノ湯	—	1.67	○	御滝川		旧門崎小学校前	—	0.6	○
五間堀		南豊隆地内	—	2.27	○	千厩川	川崎	梅田橋	C	3.8	○
神田排水路		吸川合流前	—	2.2	○			塞の神橋	C	2.2	○
吸川		駅裏	—	1.6	○	金田川	千厩	東中沢	—	1.25	○
		青果市場	—	1.97	○	仏坂川		西中沢	—	1.15	○
沢川		駅裏	—	1.8	○	加妻川	川崎	加妻橋	—	0.83	○
新山川		東北線交差	—	2.13	○	大平川	千厩	上荒井	—	1.15	○
武士川		水門	—	2.65	○	南小梨川		中ノ沢	—	1.45	○
照井堰		豊料	—	0.7	○	砂子田川	藤沢	銭塚地内	—	1.37	○
		鶴巻	—	0.8	○	新沼川		石合橋	—	1.43	○
	三反田	—	0.6	○	天ヶ沢川	八景下地内		—	2.37	○	
大江堰	打ノ目	—	0.9	○	荷蔵沢	川崎	荷蔵沢	—	12.93	×	
砂鉄川	大東	流矢橋	A	<0.5	○	巻大沢川	川崎	巻畑	—	0.7	○
	東山	西前橋	A	0.65	○	上油田川		柳沢	—	1.3	○
		十二木橋	A	0.8	○	刈生沢川	瀬脇橋	—	1.6	○	
興田川	大東	桜橋付近	—	0.6	○	山谷川	藤沢	市ノ沢橋	—	2.64	○
		中林橋付近	—	0.8	○	相川(柳立川)		館ヶ森橋	—	0.6	○
鳥海川	大東	丑石橋付近	—	1.1	○	大川	室根	岩田橋	A	0.73	○
		小黑滝付近	—	0.6	○	糠沢川		古金生	—	<0.5	○
山口川		山口川・払川 川合流点	—	0.9	○	二股川	藤沢	千松停留所前	—	0.6	○

※ 河川(湖沼を除く。)の環境基準は、AA：1 mg/L以下、A：2 mg/L以下、B：3 mg/L以下、C：5 mg/L以下、D：8 mg/L以下、E：10 mg/L以下。

※ 報告下限値 0.5 mg/L

(3) 事業所等排水の水質検査結果

市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業所等、16事業所の排水の水質検査を実施しています。

排水基準への適合状況は以下のとおりです。

なお、不適合の事業所に対しては、設備の点検、改修や水質検査結果の報告など、改善に向けた指導を行っています。

○排水基準適合状況（令和4年度）

調査事業所数 (A)	自主基準*適合 事業所数 (B)	自主基準*不適合 事業所数 (C)	適合率 (%) B/A×100
16	16	0	100%

※市・事業者間で締結している環境保全（公害防止）協定で定めた排水基準

資料：生活環境課

(4) 水生生物調査の実施状況

水生生物調査とは、川にすむ指標生物（肉眼で見ることのできる大きさの生物）の生息状況を調べ、その結果から川の水質の状況を知らうとするものです。

令和4年度は小学校（7校）や各団体（3団体）において調査が行われ、参加者は延べ182人でした。なお、調査結果は「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」に活用されています。

○水生生物調査実施団体

地域	団体名	調査河川名	調査結果 (水質階級)	参加者数 (延べ)
一関	舞川自然クラブ	番台川	Ⅱ	8
	弥栄小学校	北沢川	Ⅰ	17
花泉	花泉小学校 5年生	金流川	Ⅲ	22
	老松みどりの郷協議会	藤田川	Ⅱ	11
大東	大東小学校	砂鉄川	Ⅰ	43
	大原小学校	砂鉄川	Ⅰ	16
	猿沢小学校	猿沢川	Ⅰ	10
	興田小学校	興田川	Ⅰ	13
川崎	川崎小学校（NPO 法人北上川サポート協会）	加妻川	Ⅰ	28
室根	室根町第19区自治会	津谷川	Ⅰ	14

資料：岩手県

○指標生物と水質階級

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類、オオシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナ類	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

(5) 汚水処理施設の整備状況

家庭から出る生活排水などによる水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水やコミュニティプラントの維持管理を行いました。

また、下水道事業計画区域外にある個人住宅への浄化槽設置件数は、136件でした。

令和4年度末における市全体の汚水処理人口普及率（行政人口に対する処理が可能な人口の割合）は、前年に比べ1.6%増加の71.8%、水洗化率（処理が可能な人口に対する水洗化人口の割合）は、0.4%減少の91.2%となっています。

令和4年度末における各地域の汚水処理施設の整備状況は次ページのとおりです。

○汚水処理施設整備状況（令和4年度末）

地域名	一関地域	花泉地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域	藤沢地域	市全体	
R4年度末行政人口	54,135	12,026	11,950	9,843	5,898	4,377	3,242	7,116	108,587人	
公共下水道	事業名	盤井川流域関連 一関公共下水道	特定環境保全公共下水道 花泉処理区	特定環境保全 公共下水道 棚沢処理区	特定環境保全 公共下水道 大原処理区	単独 公共下水道 千厩処理区	単独公共下水道 東山処理区	特定環境保全公共下水道 川崎処理区		
	計画面積	1,840ha	160.9ha	91ha	66.7ha	241.5ha	288ha	55ha	2,743ha	
	計画人口	37,830人	3,600人	1,500人	800人	3,200人	2,400人	500人	49,830人	
	計画目標年次 着手年度	R12(2030) S56(1981)	R12(2030) H3(1991)	R22(2040) H6(1994)	R22(2040) H13(2001)	R17(2035) H13(2001)	R22(2040) H6(1994)	R22(2040) H11(1999)		
	処理場名	一関浄化センター (岩手県)	花泉クリーンセンター	棚沢 浄化センター	大原 浄化センター	千厩 浄化センター	東山浄化センター	川崎浄化センター		
	供用開始年度	H2(1990)	H7(1995)	H13(2001)	H2(2005)	H23(2011)	H13(2001)	H18(2006)		
	既認可面積	1,418.8ha	160.9ha	91.0ha	65.9ha	116.0ha	268.4ha	55.0ha	2,176.0ha	
	既認可期間	R6	R9	R9	R9	R5	R9	R9		
	整備面積	1,173.8ha	146.7ha	91.0ha	63.7ha	101.4ha	260.0ha	55.0ha	1,891.6ha	
	処理人口	33,659人	3,609人	1,955人	1,202人	1,830人	3,667人	683人	46,605人	
	地区合計	33,659人	3,609人	3,157人	1,830人	3,667人	683人	683人	46,605人	
普及率 (処理人口/ 行政人口)	62.2%	30.0%	26.4%	18.6%	62.2%	21.1%	42.9%			
水洗化人口	29,892人	2,933人	1,683人	890人	1,176人	3,253人	500人	40,327人		
地区合計	29,892人	2,933人	2,573人	1,176人	3,253人	500人	40,327人			
水洗化率 (水洗化人口/ 処理人口)	88.8%	81.3%	81.5%	64.3%	88.7%	73.2%	86.5%			
整備率 (整備面積/ 計画面積)	63.8%	91.2%	98.1%	42.0%	90.3%	100.0%	69.0%			
農業集落排水	地区名	西黒沢地区	原前処理区	白崖処理区	日形処理区	興田地区	猿沢地区	七日町地区	二日町地区	
	計画面積	19ha	27ha	25ha	36ha	27ha	21ha	10ha	21ha	
	計画人口	830人	1,020人	1,160人	700人	1,350人	1,040人	410人	710人	
	処理場名	西黒沢地区 農業集落排水施設	原前 クリーンセンター	白崖 クリーンセンター	日形 クリーンセンター	興田 浄化センター	猿沢 浄化センター	七日町地区 農業集落排水 施設	二日町地区 農業集落排水 施設	
	供用開始年度	H14	H11	H6	H8	H13	H17	H11	H19	
	処理人口	702人	531人	448人	305人	479人	530人	205人	361人	
	地域合計	702人	1,284人	1,009人		1,009人	530人	566人	356人	
	普及率 (処理人口/ 行政人口)	1.3%	10.7%	8.4%		8.4%	8.0%	8.0%	3.3%	
	水洗化人口	605人	412人	364人	234人	367人	442人	199人	307人	
	地域合計	605人	1,010人	829人		829人	442人	506人	2,950人	
	水洗化率 (水洗化人口/ 処理人口)	86.2%	78.7%	82.2%		82.2%	89.4%	89.4%	82.8%	
浄化槽 (公共・農集 の供用区域 を除く)	事業名	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	
	処理人口	9,505人	3,724人	2,516人	1,041人	3,386人	918人	374人	1,944人	
	地区合計	9,505人	3,724人	3,557人		3,386人	1,292人	1,944人	1,329人	
	普及率 (処理人口/ 行政人口)	17.6%	31.0%	21.1%	8.7%	34.4%	15.6%	8.3%	44.4%	
	水洗化人口	9,505人	3,724人	2,516人	1,041人	3,386人	918人	374人	1,944人	
地区合計	9,505人	3,724人	3,557人		3,386人	1,292人	1,944人	1,329人		
合計	処理人口	43,866人	8,617人	7,723人	5,216人	4,959人	1,944人	2,012人	3,641人	
	普及率 (処理人口/ 行政人口)	81.0%	71.7%	64.6%	53.0%	84.1%	44.4%	62.1%	51.2%	
	水洗化人口A (公共・農集の供用区域 内の浄化槽人口を除く)	40,002人	7,667人	6,959人	4,562人	4,545人	1,944人	1,829人	3,581人	
	水洗化率 (水洗化人口A/ 処理人口)	91.2%	89.0%	90.1%	87.5%	91.7%	100.0%	90.9%	98.4%	
	公共・農集の 供用区域内の 浄化槽人口 計B	1,926人	56人	28人	169人	126人		36人	2,341人	
	水洗化人口合計C (A+B)	41,926人	7,723人	6,987人	4,731人	4,671人	1,944人	1,865人	3,581人	
	水洗化人口割合 (水洗化人口合 計/行政人口)	77.5%	64.2%	58.5%	48.1%	79.2%	44.4%	57.5%	50.3%	
	単独処理浄化槽 汲み取り人口	83人	19人	32人	108人	21人	12人	34人	309人	
		12,124人	4,284人	4,931人	5,004人	1,206人	2,421人	1,377人	3,501人	

注：※ 公共下水道及び農業集落排水の「処理人口」は、水洗化の有無に関わらず、現在、水洗化することが可能な人口である。
 ※ 「水洗化人口合計C」は、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内の浄化槽人口を含む。
 ※ 「水洗化人口割合」は、県への報告数値とあわせて。
 ※ 「浄化槽」は、し尿のみを処理するいわゆる「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」は、含んでいない。

2 大気の状態

(1) 一般環境大気、自動車排出ガスの測定結果【測定機関：岩手県】

県では、一般環境大気、自動車排出ガスの測定局を竹山町（一関地区合同庁舎内）と山目字三反田（一関土木センター格納庫内）にそれぞれ設置し、常時監視を行っています。

各項目の年平均値はほぼ横ばいで推移しており、概ね良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダントが環境基準を超過した時間がありましたが、人の健康被害を防止するための注意報・注意喚起の発令には至っておりません。基準超過の要因としては、自然的要因のほか、アジア大陸からの汚染物質の流入が原因と推定されます。なお、全国平均と比較すると低い数値となっています。

市内の測定局における測定結果は、以下のとおりです。

① 一般環境大気測定結果（竹山町）

区 分	R 2年度 (平均)	R 3年度 (平均)	R 4年度 (平均)	環境基準	環境基準 達成状況	県内測定局平均 (R 4)	全国平均 (R 3)
二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	0.001	0.000	0.000	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下、かつ、 1時間値が0.1ppm以下	○	0.001	0.001
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.013	0.010	0.011	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	0.011	0.012
光化学オキシダント (OX) [ppm]	0.028	0.031	0.031	1時間値が 0.06ppm以下	×	0.031	0.047
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]	7.2	6.2	7.1	1年平均値が15μg/m ³ 以 下、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下	○	7.1	8.3

② 自動車排出ガス測定結果（山目字三反田）

区 分	R 2年度 (平均)	R 3年度 (平均)	R 4年度 (平均)	環境基準	環境基準 達成状況	県内測定局平均 (R 4)	全国平均 (R 3)
二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.009	0.008	0.008	1時間値の1日平均値が 0.04ppm～0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	○	0.008	0.014
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.010	0.009	0.011	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	0.011	0.013
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]	7.4	6.2	6.7	1年平均値が15μg/m ³ 以 下、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下	○	8.3	8.8

③ 有害大気汚染物質測定結果（山目字三反田）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

区 分	R 2年度 (平均)	R 3年度 (平均)	R 4年度 (平均)	環境基準	環境基準 達成状況	県内測定局平均 (R 4)	全国平均 (R 3)
ベンゼン	0.62	0.44	0.29	3 以下	○	0.29	0.80
トリクロロエチレン	0.014	0.018	0.028	130 以下	○	0.042	1.1
テトラクロロエチレン	0.015	0.034	0.01	200 以下	○	0.010	0.090
ジクロロメタン	0.58	0.56	0.38	150 以下	○	1.7	1.5

(2) 降下ばいじん測定結果【測定機関：一関市】

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために降下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

市では、降下ばいじん量の多い、東山地域の滝ノ沢、野平地区の2か所で降下ばいじん測定を実施しています。

○降下ばいじん測定結果（デポジットゲージ回収方式）

単位： $\text{t}/\text{k m}^2 \cdot 30 \text{日}$

調 査 箇 所	4 月		6 月		8 月		10 月		12 月		2 月	
	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH
滝ノ沢	1.1	6.9	1.3	7.0	0.2	7.2	0.3	6.8	0.9	7.6	2.1	7.0
野 平	0.7	6.8	0.6	6.6	0.2	7.2	0.3	6.9	0.6	7.7	1.7	6.8

※降下ばいじんについては環境基準が設定されていませんが、汚染の目安（ $\text{t}/\text{k m}^2 \cdot 30 \text{日}$ ）は以下のとおりとなっています。（※ $\text{t}/\text{k m}^2 \cdot 30 \text{日}$ とは、 1k m^2 に30日間に降下したばいじんの量を表す。）
10未満：軽度、10以上～20未満：中程度、20以上～30未満：やや高度、30以上：高度

3 騒音の状況

(1) 環境騒音

市では、騒音規制法に基づく規制地域（都市計画区域）等の環境騒音を測定しています。令和4年度の測定結果では、規制地域内の全ての地点で基準に適合しています。

① 環境騒音測定結果

単位：dB

No.	地域	測定地点	類型	環境基準		R 3年度		R 4年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	旭町地内（大安寺橋付近）	C	65	60	41	37	47	42
2		大手町地内（文化センター）	C	65	60	60	52	63	60
3		大町地内 （なのはなプラザ駐車場）	C	65	60	48	42	47	43
4		関が丘地内（関が丘中央公園）	A	55	45	41	39	41	32
5		竹山町地内（市役所）	C	65	60	63	59	64	54
6		末広二丁目地内（幸町児童公園）	B	55	45	46	38	45	32
7		山目字才天地内	A	55	45	45	45	45	43
8		山目町二丁目地内 （中里市民センター）	特例	70	65	69	61	68	63
9		前堀地内（前堀浄水場）	特例	70	65	66	59	65	57
10		三関字桜町地内（サン・アビリティーズ）	B	65	60	62	55	64	52
11		萩荘字高梨北方地内	A	60	55	54	43	50	42
12	千厩	千厩字北方地内（千厩支所）	B	55	45	46	29	47	41
13		千厩字町裏地内 （農村勤労福祉センター）	B	65	60	60	41	61	49
14	東山	長坂字西本町地内（東山支所）	B	55	45	54	36	51	40
15		長坂字町地内（東山大橋付近）	特例	70	65	66	62	65	61

※ A類型：専ら住居の用に供される地域 B類型：主として住居の用に供される地域

C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

特 例：幹線交通を担う道路に近接する空間

② 環境基準適合状況

区 分		R 3 年度		R 4 年度	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
A 類型	測定地点数	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%
B 類型	測定地点数	5	5	5	5
	達成率	100%	100%	100%	100%
C 類型	測定地点数	4	4	4	4
	達成率	100%	100%	100%	100%
特 例	測定地点数	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%

※ 規制地域外（環境基準が適用されない地域）の地点は含めていない。

(2) 自動車騒音常時監視に係る評価

面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50 メートルの範囲内にある、全ての住居などについてなど、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数と割合を把握するものです。

環境省の通知（「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」）に基づき、市内の道路を 5 か年計画で評価しています。

令和 4 年度は、31 区間において騒音測定及び評価を実施し、周辺住宅へ与える影響について評価を行った結果、99.7%が昼間・夜間とも基準を満たしている状況でした。

なお、評価結果は、道路管理者への騒音対策要望活動の基本資料として活用します。

○自動車騒音常時監視評価結果

路 線 名	評価区間の始点	評価区間の終点	延長 (km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準超過
東北自動車道	萩荘	赤萩	2.1	109	109	0	0	0
東北自動車道	赤萩	赤萩	0.3	41	41	0	0	0
一般国道 4 号	萩荘	萩荘	1.1	142	142	0	0	0
一般国道 4 号	萩荘	山目	0.7	73	73	0	0	0
一般国道 4 号	山目	山目	1.1	82	78	0	0	4
一般国道 4 号	山目	山目	0.1	6	5	1	0	0
一般国道 284 号	千厩町千厩	千厩町千厩	2	182	182	0	0	0
一般国道 284 号	千厩町千厩	千厩町千厩	1.2	23	23	0	0	0
一般国道 284 号	字機織山	宮坂町	1	123	122	0	1	0
一般国道 284 号	新大町	幸町	1.7	465	465	0	0	0
一般国道 284 号	幸町	萩荘	1.4	234	234	0	0	0
一般国道 342 号	赤萩	赤萩	1.2	45	45	0	0	0

路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	延長(km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間も基準以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間も基準超過
一般国道 342 号	赤荻	山目	1.5	87	87	0	0	0
一般国道 342 号	山目	山目	0.3	90	90	0	0	0
一般国道 342 号	宮坂町	南町	1	277	273	0	4	0
一般国道 456 号	千厩町千厩	千厩町千厩	1.8	255	255	0	0	0
一般国道 456 号	千厩町千厩	千厩町千厩	0.7	42	42	0	0	0
一般国道 457 号	萩荘	萩荘	0.6	66	66	0	0	0
主要地方道一関停車場線	駅前	新大町	0.1	59	59	0	0	0
主要地方道一関北上線	山目	中央町 2 丁目	0.9	112	112	0	0	0
主要地方道一関北上線	中央町 2 丁目	町浦	1.4	419	418	0	1	0
主要地方道一関大東線	中央町 2 丁目	狐禅寺	2.8	225	222	0	2	1
主要地方道一関大東線	東山町松川	東山町長坂	4.2	114	114	0	0	0
一般県道前沢東山線	東山町長坂	東山町長坂	1.9	195	195	0	0	0
一般県道山目停車場線	山目町 3 丁目	山目町 3 丁目	0.1	11	11	0	0	0
一般県道折壁停車場線	室根町折壁	室根町折壁	0.1	12	12	0	0	0
一般県道長坂東稻前前沢線	東山町長坂	東山町長坂	1.4	80	80	0	0	0
一般県道一関平泉線	大町	中央町 2 丁目	1.6	325	324	0	1	0
一般県道一関平泉線	山目町 1 丁目	新町	1.4	243	243	0	0	0
一般県道松川千厩線	千厩町千厩	千厩町千厩	0.5	19	19	0	0	0
一般県道東山薄衣線	一関市東山町松川	一関市東山町松川	1	22	22	0	0	0
小計			37.2	4,178	4,163	1	9	5
路線の重複			-	△178	△148	-	△3	-
合計			37.2	4,000	3,988 99.7%	1 0.03%	6 0.15%	5 0.13%

(3) 高速交通対策の状況

高速道路（東北縦貫自動車道）の騒音は、防音壁の設置等により環境基準を大きく超過することはなくなりました。一方、新幹線走行に係る騒音は、環境基準を超過している測定地点がありました。

市では、これらの結果に基づき、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し対策を求めています。

①高速道騒音測定結果

No.	調査地点	地域の 類型	要請限度 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	赤荻字松ノ木地内 高速東側	特例	75	70	54	51
2	赤荻字松ノ木地内 高速西側	—	—	—	60	59
3	赤荻字上谷地地内 高速東側	A	70	65	51	50
4	赤荻字松ノ木地内 高速西側	—	—	—	56	53
5	赤荻字口袋地内 高速西側	—	—	—	53	49
6	萩荘字境ノ神地内 高速西側	—	—	—	57	53
7	萩荘字西田地内 高速東側	—	—	—	56	51
8	赤荻字宮田地内 高速西側	—	—	—	56	54
9	赤荻字月町地内 高速東側	特例	75	70	57	54
10	赤荻字月町地内 高速西側	特例	75	70	60	56

②新幹線騒音測定地点

No.	測定地点	軌道中心からの 距離	キロ程	構造	用途地域	環境基準
1	一関中学校西側	上り 25.0m	404.4 k	盛土	未指定	Ⅱ
2	北豊隆	上り 25.0m	406.9 k	高架橋	住居地域	Ⅰ
3	一関トンネル南口	下り 25.0m	412.1 k	高架橋	未指定	Ⅱ

③新幹線騒音測定結果

No. 1 一関中学校西側

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
R 2年度	76	75 以下	304km/h	×
R 3年度	77	75 以下	308km/h	×
R 4年度	77	75 以下	314km/h	×

No. 2 北豊隆

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
R 2年度	72	70 以下	300km/h	×
R 3年度	72	70 以下	300km/h	×
R 4年度	70	70 以下	313km/h	○

No. 3 一関トンネル南口

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
R 2年度	77	75 以下	294km/h	×
R 3年度	77	75 以下	303km/h	×
R 4年度	78	75 以下	311km/h	×

4 振動の状況

市では、振動規制法に基づく規制地域（都市計画区域）内の道路交通振動を測定しています。令和4年度の測定結果では、全ての地点で要請基準を下回っています。

単位：dB

No.	地域	測定地点	区域	要請基準		R 3年度		R 4年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	市役所前	第2種	70	65	<25	<25	<25	<25
2		JA ファーマーズいわて平泉前	第1種	65	60	43	29	38	29
3		高梨交差点	第1種	65	60	39	30	40	27
4		大槻交差点	第2種	70	65	52	50	55	44
5		中里市民センター前	第2種	70	65	42	34	43	38
6		釣山下	第1種	65	60	36	32	35	29
7		三関字小沢	第1種	65	60	38	32	37	33
8	千厩	JA いわて平泉千厩支店	第2種	70	65	37	31	42	32
9	東山	東山大橋	第1種	65	60	31	<25	31	29

資料：生活環境課

5 環境保全協定（公害防止協定）

市では、市内で事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴って生じる環境汚染などを未然に防止するために事業者が取るべき措置について、市と事業者相互の合意により取り決め、「環境保全協定（公害防止協定）」を締結しています。

従来の「公害防止協定」は公害の未然防止を主な目的としていましたが、現在では、地球環境の保全に向けて事業所が社会的・地域的役割を積極的に果たすといった内容も取り入れられ、「環境保全協定」として締結されています。

令和4年度末では174件の協定が締結されていますが、市民の健康で安全な生活の確保に寄与する取組として、各事業所の理解と協力を得ながら締結を進めます。

6 環境に関する苦情の状況

市には環境に関する様々な苦情が寄せられており、令和4年度は139件の苦情を取り扱いました。

不法投棄に対する苦情が最も多く、ごみ問題対策巡視員、警察などと連携しながら啓発活動などの取組を進める必要があります。そのほかには、灯油タンクなどからの油漏れによる水質汚濁や廃棄物の野外焼却に対する苦情などが寄せられています。内訳は以下のとおりです。

区分	主な内容	R2年度	R3年度	R4年度
大気汚染	一般家庭・事業所における廃棄物焼却、野外焼却	12	10	11
水質汚濁	河川・水路等の水の汚れ、家庭用灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	17	14	13
土壌汚染	灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	15	3	0
騒音	住宅や事業活動に伴って発生する騒音	5	10	12
振動	事業活動、交通機関の運行等に伴って発生する振動	0	2	7
悪臭	工場や農業等の事業活動に伴って発生する悪臭	9	11	7
不法投棄	廃棄物の投棄	82	70	78
その他	動物の飼い方、害虫の発生、土地の管理、汚水処理	14	9	11
合計		154	129	139

資料：生活環境課

7 放射線の状況

平成23年の東北地方太平洋沖地震により発生した原子力発電所事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、市においても放射性セシウムの空間線量率の高い箇所が確認されました。

市では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定し、除染作業等の取組を進めたほか、空間放射線量の測定や、学校給食食材・農林産物の放射性物質濃度の測定を行いました。

(1) 空間放射線量の推移

市における空間放射線量は、測定を開始した平成23年6月に比べ、平均で77%低減しています。

単位：μSv/h

測定場所	H23年6月	R2年3月	R3年3月	R4年3月	R5年2月	H23年6月比
一関市役所	0.17	0.05	0.05	0.06	0.05	▲71%
花泉支所	0.24	0.05	0.05	0.06	0.05	▲79%
大東支所	0.19	0.06	0.05	0.04	0.05	▲74%
千厩支所	0.24	0.07	0.06	0.06	0.06	▲75%
東山支所	0.24	0.05	0.05	0.06	0.06	▲75%
室根支所	0.34	0.06	0.05	0.07	0.05	▲85%
川崎支所	0.25	0.05	0.05	0.04	0.05	▲80%
藤沢支所	0.22	0.05	0.05	0.06	0.05	▲77%

資料：岩手県

(2) 空間放射線量の測定

○ 教育施設等の測定

市立小中学校及び私立を含む幼稚園・保育園・児童館等（116 施設）の放射線量の一斉測定を行った結果、校庭・園庭の平均空間線量は、除染の基準である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える施設はありませんでした。（最高：毎時 0.087 マイクロシーベルト、最低：毎時 0.016 マイクロシーベルト、平均：毎時 0.039 マイクロシーベルト）

(3) 放射性物質濃度の測定

○ 農林産物の放射性物質濃度測定

産直等での販売を目的として生産又は採取された農林産物及び自家消費を目的とした農林産物 127 検体の放射性物質濃度測定を実施したところ、基準値を超えたものはありませんでした。

※放射性セシウムの国の基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

8 森林整備の状況

市内では、造林・保育事業として、地ごしらえ・植栽 40.40ha、下刈 139.49ha、除間伐 118.91ha が実施されました。

また、松くい虫の繁殖源を除去し、健全な松林の育成・保全を図るため、被害木等の伐採除去を行っています。令和4年度の駆除量は317.32 m³でした。

なお、森林愛護団体数は3団体となっており、各団体の活動は資料編 42 ページに掲載しています。

(1) 一関地方育樹祭

「一関地方育樹祭」が、10月1日、平泉町長島の西行桜の森で開催され、平泉町立長島小学校の生徒2名が参加しました。コロナウイルス感染症の影響により一部規模を縮小し、参加児童2名によりエドヒガンザクラ2本を植樹しました。

(2) 森は海の恋人植樹祭（室根地域）

6月5日に「第34回森は海の恋人植樹祭」が矢越山「ひこばえの森」で開催されました。約800人の参加者により、コナラやアズサ、ブナ等の広葉樹約1,100本が50アールの植樹地に植えられました。

(3) いずみの森交流事業（花泉地域）

「いちのせき元気な地域づくり事業」を活用していたこともあり、10年間継続した本事業について見直し、令和4年度から事業廃止としました。

(4) どんぐりの森づくり大作戦（千厩地域）

「第14回どんぐりの森づくり大作戦」が、11月1日、千厩町奥玉地内の京の森公園周辺で開催されました。地域の豊かな自然を守ろうと、地元の中学生など約105人が参加し、クヌギ林の枝打ち作業を行いました。

(5) 盛岡市立下橋中学校植樹体験受け入れ（室根地域）

県立自然公園指定を受けている室根山を会場に、7月6日、下橋中学校3年生59名が広葉樹の植樹と、前年度植栽箇所の下刈りを行いました。

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり

1 廃棄物の収集・処理の状況

令和4年度の一人1日当たりの廃棄物排出量は831gとなり、前年度から1g減少しました。また、リサイクル率は16.9%で、前年度から0.1ポイント減少しました。

総排出量は減少傾向にあるものの、一人1日当たりの排出量及びリサイクル率は、横ばいとなっています。廃棄物減量に向けたさらなる取組が必要です。

※ 参考 一人1日当たりの廃棄物排出量（令和3年度）：国 890g/(人・日)、岩手県 908 g/(人・日)

※ 参考 リサイクル率（令和3年度）：国 19.9%、岩手県 17.1%

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

○廃棄物の収集・処理の状況

年度	人口(人) ※10/1時点 ①	総排出量			一人1日 当たりの 排出量(g) ^{※1}	資源化量 (t) ③	リサイクル 率(%) ^{※2}	
		(t) ②	うち生活系 廃棄物(t)	うち事業系 廃棄物(t)				うち集団 回収量(t)
R2年度	113,877	34,164	24,280	8,490	1,394	822	5,741	16.8
R3年度	112,049	34,020	24,145	8,368	1,507	832	5,773	17.0
R4年度	110,176	33,438	23,753	8,221	1,464	831	5,662	16.9

※1 ②÷①÷365×1,000,000

※2 ③÷②×100

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

2 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し報償金を交付しており、令和4年度は716万円を交付しました。

今後も多くの団体に取り組むよう普及啓発を図っていきます。

○有価物集団回収の状況

年度	金属類 (t)	古紙類 (t)	ビン類 (本)	ペットボトル (t)	交付団体	(延べ数)
R2年度	113.1	1,191.5	39,091	29.7	332	821
R3年度	122.7	1,291.2	26,279	35.2	300	883
R4年度	110.9	1,269.3	15,786	38.3	295	896

※ 報償金単価：金属・古紙類・ペットボトル1kg5円、ビン類1本4円

資料：生活環境課

3 生ごみ減量機器購入補助の状況

市では、生ごみ減量機器の購入に対して補助金を交付し、生ごみの減量に努めています。令和2年度からは種類ごとの補助金額を増額しており、今後さらに普及促進を図るため、関係団体と連携した講習会等の開催や広報等による周知を図っていきます。

○生ごみ減量機器購入補助実績

単位：台

年度	種類				合計
	電動式生ごみ処理機	手動式生ごみ処理機	設置型コンポスト	密閉型コンポスト	
R2年度	37	0	32	4	73
R3年度	31	2	27	3	63
R4年度	35	1	18	6	60

※ 補助金は購入金額の1/2以内とし、電動式生ごみ処理機:30,000円、手動式生ごみ処理機:10,000円、設置型コンポスト:3,000円、密閉型コンポスト:2,000円が上限

資料：生活環境課

4 食品ロス削減に向けた取組

平成29年度から、宴会や会食での食べ残しを減らすため、最初の30分間と最後の10分間は席を立たずに料理を楽しむ「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進しています。

この運動に賛同いただいた飲食店や宿泊施設を、市が「残さず食べよう！30・10運動協力店」として認定しています。協力店では、ポスターの掲示や啓発物品による普及啓発のほか、「小盛りメニューの導入」や「持ち帰り希望者への対応」などを実施しているところもあります。令和2年度からは岩手県の「もったいない・いわて☆食べきり協力店」と連携した取組を行っており、令和4年度末時点での市内の認定協力店は45店舗となっています。

5 使用済小型家電回収・古着回収の状況

(1) 使用済小型家電回収

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。小型家電を回収し再資源化することで、資源の有効活用が図られます。

一関地区広域行政組合では、平成26年1月から使用済小型家電を回収しています。市内、平泉町内の庁舎、市民センター等の公共施設46か所に回収ボックスを設置しているほか、清掃センターにおいて、各家庭から不燃物として排出されたものから、対象となる小型家電を選別（ピックアップ）して回収を行っています。

市では毎年度、9月から11月にかけて各地域においてイベント回収を実施しています。



使用済小型家電回収ボックス

○使用済小型家電資源化量

単位：t

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計
R 2年度	8.2	25.9	13.6	47.7
R 3年度	7.8	28.1	6.9	42.8
R 4年度	8.5	25.6	7.1	41.2

(2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施し、令和4年度は21.8tを回収しました。

回収した古着は、ウエスなどとして利用されています。

写真

6 ごみ問題対策巡視員の取組

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用を促進するため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員457人が選任され、集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や、不法投棄の通報等の取組を行っています。

7 不法投棄の状況

不法投棄をなくすため、看板の設置などによる啓発活動を行うとともに、各地域の公衆衛生組合などが環境衛生パトロールを実施し、不法投棄廃棄物の回収を行っています。また、監視カメラを設置し、監視を強化しています。

今後も、粗大ごみ等の処理方法や不法投棄は犯罪であることの周知、ごみ問題対策巡視員などによる巡視を継続し、不法投棄の抑止を図っていきます。

○不法投棄の状況

年度	清掃センターへの搬入分（t）			家電リサイクル法対象 不法投棄物
	一関清掃センター	大東清掃センター	合計	
H30年度	2.80	4.81	7.61	テレビ 49台、冷蔵庫1・冷凍庫9台、洗濯機9台、エアコン2台
R元年度	2.13	4.85	6.98	テレビ 45台、冷蔵庫・冷凍庫11台、洗濯機9台
R2年度	3.72	2.46	6.18	テレビ 39台、冷蔵庫・冷凍庫3台、洗濯機16台、エアコン4台
R3年度	1.76	2.92	4.68	テレビ 37台、冷蔵庫・冷凍庫16台、洗濯機12台
R4年度	1.34	4.00	5.34	テレビ 35台、冷蔵庫・冷凍庫13台、洗濯機24台

資料：一関地区広域行政組合、生活環境課

8 ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止など、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨てなどのないきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年6月1日に「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」が施行されました。

条例の趣旨を広く市民にアピールするため、市職員等による率先活動として、毎年5月下旬から6月上旬にかけて庁舎周辺などでポイ捨てごみの清掃活動を行っています。

このほか、監視カメラ、看板などによりポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけています。

基本方針4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり

1 景観形成に関する取組

市では、良好な景観まちづくりの推進を目的として、景観づくりに寄与する自主的な活動を行うと認められる団体を景観まちづくり（むらづくり）団体として認定しており、現在、4団体が認定されています。

○一関市景観まちづくり（本寺地区景観むらづくり住民）団体

No.	団体名	景観計画	認定月日
1	本寺地区地域づくり推進協議会	本寺地区	H19. 11. 30
2	(社)岩手県建築士会一関支部	一関市	H24. 1. 19
3	かやぶき民家を残す会	一関市	H24. 3. 8
4	NPO 一関のなかなか遺産を考える会	一関市	H26. 7. 25

資料：都市整備課

2 公園緑地の整備状況

市では、市民の憩いの場、自然に親しむ場として、公園緑地の整備を行っています。令和4年度末時点の整備状況は以下のとおりです。

○公園緑地整備状況

単位：ha

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	運動公園	総合公園	風致公園	市公園等	総数
公園数	72 (0)	5 (+1)	2 (0)	4 (+1)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	26 (-1)	114 (+1)
面積	10.9 (0)	5.3 (+0.6)	9.4 (0)	34.5 (+15.3)	21.2 (0)	66.7 (0)	1.1 (0)	34.2 (-17.1)	183.3 (-1.2)

※（）内は前年度比

資料：都市整備課

3 空家対策の状況

空き家の増加は、周辺的生活環境や景観の悪化、地域の魅力の低下などにつながることから、今後の地域づくりを進めていく上で、重要な課題となっています。

市では平成25年度から、活用できる空き家を有効に利用するため「空き家バンク制度」を実施しており、令和4年度は、空き家バンクへの登録が44件、成約が12件（12世帯27人）ありました。

また、「一関市空家等対策計画」に基づき、管理不全により危険な状態となっていた空家等1件を特定空家等に認定しました。さらに、令和3年度に特定空家等に認定していた1件を行政代執行により除却しました。

なお、空家等に関する相談については、窓口での相談対応のほか、支所を巡回して相談に応じる巡回相談会を4回、専門家を招いての相談会を2回開催し、73人から相談を受けました。また、空き家の相続や利活用に関するセミナーを2回開催しました。

基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり

1 環境教育事業

地球温暖化や身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

令和4年度に実施した環境教育事業は以下のとおりです。このほかに市や民間団体などが実施した主な事業は資料編 42～46 ページのとおりです。

事業名	内容	対象	参加者数	実施主体
夏休みエコ体験教室	環境学習交流センターのスタッフによる講義、リサイクル工作など	小学校4年生～6年生の児童、保護者	親子10組22名	一関市
親子リサイクル体験教室	使用済み小型家電リサイクルを行う市内事業所の見学と、回収されたゲーム機を分解して貴金属の使用箇所を調べる	小学校4年生～6年生の児童、保護者	親子10組22名	一関工業高等専門学校（ニッコー・ファインメック㈱、一関市共催）
自然観察会	散策しながらの自然観察及びいちのせき健康の森の職員や県環境アドバイザーによる解説（7回開催）	全ての方	延べ122人	一関市（いちのせき健康の森）

資料：生活環境課、いちのせき健康の森

写真

写真

写真

夏休みエコ体験教室

親子リサイクル体験教室

いちのせき健康の森主催事業
「自然観察会」

2 小中学校での環境に関する取組

各小中学校では、総合的な学習の時間などを利用した環境学習や児童会・生徒会を中心とした環境保全活動などに取り組んでいます。

令和4年度における各学校の主な取組は資料編 42～46 ページのとおりです。

3 花いっぱい運動

個人、職場、地域などで取り組む「花いっぱい運動」は、地域の景観向上や景観に対する意識啓発に大きく寄与しています。

令和4年度のコンクール参加状況は次のとおりです。

○花いっぱいコンクール参加状況

単位：件

		一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
大規模花壇部門	地域の部	9	5	4	7	3	5	2	5	40
	学校・企業の部	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	個人の部	0	0	2	0	0	0	0	2	4
	小計	9	6	6	7	3	5	2	7	45
一般花壇部門	地域の部	6	3	16	7	7	14	5	7	65
	学校・企業の部	3	4	4	0	0	1	0	1	13
	個人の部	2	1	1	1	0	4	0	3	12
	小計	11	8	21	8	7	19	5	11	90
プランター部門		2	0	0	0	1	0	1	2	6
チャレンジ部門	地域の部	3	0	4	0	1	1	0	2	11
	学校・企業の部	3	1	0	0	0	0	0	0	4
	個人の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	6	1	4	0	1	1	0	2	15
合計		28	15	31	15	12	25	8	22	156

※令和4年度から部門内容が変更されたため、昨年度比は記載していません。

資料：まちづくり推進課

4 公衆衛生組合連合会の取組

春（4月）の一斉清掃は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。

秋（10月）の一斉清掃は各地域の公衆衛生組合連合会が中心となって、市内全域で実施されました。参加人数は19,371人でした。

このほかにも、各公衆衛生組合連合会において、清掃活動や環境パトロールなどが実施されました。

5 アドプト（養子縁組）協定の締結

市では、自治会や企業等の10団体とアドプト協定を締結し、身近な道路、公園などの保守管理を行っていただいています。

○アドプト協定締結団体

地域	里親（活動団体）	養子（活動施設等）	締結年月日
千厩	天ヶ森自治会	市道広域千厩線	H18. 3. 8
千厩	花貫自治会	市道広域千厩線	H18. 11. 30
千厩	南小梨自治会	市道広域千厩線	H18. 11. 30
千厩	ニッコー・ファインメック(株)	千厩おくたま親水公園	H19. 9. 8
一関	三光化成(株)東北事業所	市道沖線	H21. 3. 6
一関	南沢部落自治会	市道萩荘南沢線	H22. 3. 19
川崎	新町会	諏訪前地区児童公園、市道薄衣町裏線ほか	H27. 12. 4
川崎	高成自治会	高成児童公園、市道高成線ほか	H27. 12. 4
花泉	(株)舞石組 照盛・小沼環境保全会	市道館ヶ崎線	H29. 9. 11
一関	中里7民区自治会	市道後沢田線	R元. 6. 5

資料：生活環境課

環境基本計画（総合計画）指標

施策の進捗度合いを示すため、現状値と達成目標を掲げています。

なお、多くの指標が一関市総合計画後期基本計画の指標と重複するため、総合計画後期基本計画の目標年次である令和7年度に指標達成の目標年次を合わせています。

基本方針1を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 R 1	現状 R 4	目標 R 7	達成率 (%)	目標の設定
1	太陽光発電システム (10kW未満) 導入件数	件	2,864	3,308	3,260	101.5	396件の増を目指す(国の地球温暖化対策計画の中期目標より試算)
2	二酸化炭素排出量	tCO ₂ / 年	944,000 ※H29	830,000 ※R 1	848,520	102.2	国の地球温暖化対策の中期目標より試算

基本方針2を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 R 1	現状 R 4	目標 R 7	達成率 (%)	目標の設定
1	環境基準の類型指定河川 における基準値未達成河 川数(BOD値)	河川	0	1	0	98.8	すべての類型指定河川で水質基準(BOD値)の達成を維持する
2	環境保全協定締結件数	件	169	174	187	93.0	18件の増を目指す
3	1人当たりの公園面積	m ² /人	16.1	16.9	17.1	98.8	人口減少を踏まえ現状維持を目指す
4	一ノ関駅乗車数(1日当 たりの乗車数)	人/日	4,312	3,562	2,600	137.0	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね60%以上を目指す。
5	拠点駅を結ぶ路線バスの 乗車人数	人/年	181,801	106,130	163,000	65.1	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね90%以上を目指す。
6	市営バス、廃止路線代替 バス、デマンド乗合タク シーの利用率	%/年	118.82	108.03	101.00	107.0	感染症の影響を踏まえ、現状のおおむね85%以上を目指す
7	汚水処理人口普及率	%	67.4	71.8	82.1	87.5	14.7ポイントの増を目指す
8	間伐実施面積	ha/年	213	118.91	600	19.8	県の設定目標より、一関市の目標は1,008ha/年となり、このうち約6割を目指す
9	再造林率	%/年	18.6	17.1	30.0	57.0	民有林(人工林)の皆伐面積に対し、3割の再造林を目指す
10	燃料用木材生産量	BDt/ 年	30	68	98	69.4	68BDtの増を目指す

11	水生生物調査参加者数	人	309	182	370	49.2	20%増やす
12	森林愛護少年団活動参加者数	人/年	2,382	286	2,382	12.0	現状を維持する

基本方針3を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 R 1	現状 R 4	目標 R 7	達成率 (%)	目標の設定
1	1人1日当たりの排出量 (一般廃棄物)	g/日	830	831	808	97.2	808g/日を目指す(一関地区広域行政組合が作成した循環型社会形成推進地域計画の目標値)
2	リサイクル率 (一般廃棄物)	%	16.0	16.9	17.1	98.8	1.1ポイントの増を目指す(一関地区広域行政組合が作成した循環型社会形成推進地域計画の目標値)
3	古着回収量	t	23.5	21.8	25.8	84.5	10%増やす
4	使用済小型家電資源化量	t	48.1	41.2	52.9	77.9	10%増やす
5	有価物集団回収参加団体数	団体	330	295	348	84.8	毎年3団体増やす

基本方針4を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 R 1	現状 R 4	目標 R 7	達成率 (%)	目標の設定
1	景観まちづくり賞の表彰数	団体	24	36	34	105.9	計画期間中に10件の表彰を目指す
2	長期優良住宅認定率	%	20.1	24.4	21.9	111.4	1.8ポイントの増を目指す
3	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,638	28,108	29,000	96.9	おおむね5%の増を目指す
4	空き家バンクの登録件数	件/年	37	44	30	146.7	毎年度、30件の登録を目指す
5	木造住宅耐震改修工事助成件数	件	104	108	121	89.3	毎年3件を目指す

基本方針5を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 R 1	現状 R 4	目標 R 7	達成率 (%)	目標の設定
1	花いっぱい運動参加者 (団体)数	団体	150	156	150	104.0	現状を維持する
2	一斉清掃参加者数	人	46,893	19,371	46,893	41.3	現状を維持する
3	アドプトプログラム協定締結団体数(市との締結)	団体	12	10	18	55.6	毎年1団体増やす

※一斉清掃は2回実施を想定したのですが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として春を中止し、秋のみ実施しました。

※達成状況：27項目中、8項目で目標を達成しています。

◇◇◇ 資 料 ◇◇◇

1 森林愛護団体の取組

団体名	主な取組
興田自然愛護少年団	苗木の世話作業 (26名)、環境ボランティアと花壇整備 (3名)
東山森林愛護少年団	森林学習会 (41名)、環境整備作業(209名)、野菜の苗植え (128名)
室根自然愛護少年団	室根山クリーン作戦 (20名)、ひこばえの森植樹祭への参加 (20名)、

資料：農地林務課

2 市・民間団体などが実施した環境関連事業

地域	実施団体等	内 容
一関	一関市	間伐材加工体験・森林学習事業、一関市SDGs推進講師派遣事業 (13団体へ講師を派遣)
	黄金ロードふれあい協議会 (岩手県建設業協会一関支部、県南広域振興局土木部一関土木センター、一関市、平泉町)	黄金ロードふれあい作戦 (道の日行事 道路清掃活動)
	一関図書館	SDGsってなに?
	一関地方農林業振興協議会 岩手県緑化推進委員会一関地区協議会	一関地方育樹祭
	一関地方有機農業推進協議会	「田んぼの学校」(有機栽培に取り組む水田での田植え体験、草刈り体験、生き物調査、稲刈り体験、収穫祭)
	一関東工業団地企業連絡協議会	工業団地内の一斉清掃 (春・秋)
	いちのせきニューツーリズム協議会	ツミキの森でデイキャンプ
	山目市民センター	わくわくぼうけんじゃー、もちつき体験と雪あそび
	中里市民センター	ホテルの観察会、沢登りに挑戦、治水見学
	中里まちづくり協議会	ホテルの観察会、沢登りに挑戦、旧中里中学校環境整備、特定外来生物駆除活動
	真柴まちづくり協議会	奥州街道・旧鬼死骸村周辺環境整備 (草刈り)
	滝沢地域振興協議会	国道284号線真滝バイパス区間草刈作業
	萩荘地区まちづくり協議会 萩荘地区青少年健全育成推進協議会	水辺の楽校 (久保川河川敷の環境整備)
	舞川地域課題対策協議会	舞川530 (ごみゼロ) 運動
	狐禅寺市民センター	こんこん山学級、狐禅寺子屋、女性学級スイートポテト、こぎつね学級、千歳大学自然観察会
	KMYプロジェクト実行委員会	川遊びまつり in 滝沢川、リバースクール狐禅寺「サケの稚魚放流」
	滝沢市民センター	滝沢女性教室、滝沢探検隊
	巖美市民センター	いきいき生活塾：第2回講座環境学習「平泉町西行桜の森自然観察会」、青少年事業：沢あそびにいこう！

一関	本寺地区地域づくり推進協議会	水路維持保全ボランティア作業、骨寺村荘園遺跡コアゾーン内除草作業
	骨寺村ガイドス運営協議会	須川と本寺の自然観察、布草履づくり
	萩荘市民センター	水辺の楽校環境整備
	舞川市民センター	水辺の環境まつり
	弥栄市民センター	成人・青少年合同事業
花泉	花泉市民センター	学びの土曜塾：永沢川 de 川遊び
	永井市民センター	クリーンウォーク
	涌津市民センター	学びの土曜塾「ひまわりランド」化石掘りに挑戦、学びの土曜塾「ひまわりランド」自然探検と川遊び in 金ヶ崎
	日形市民センター	学びの土曜塾：北上川調査、日形がくえん「創作教室」
	金沢市民センター	成人学級：エコ手芸
大東	大東図書館	自然に親しむ
	摺沢市民センター	ヘルスアップウォーキング④、自然観察会
	猿沢市民センター	川遊び教室
	渋民市民センター	渋民探検隊
	曾慶市民センター	ホテルを見つけに行こう！（自由鑑賞）
千厩	千厩市民センター 小梨市民センター共催	学びの土曜塾②川遊びとピザ焼き体験
	奥玉市民センター	飛ヶ森キャンプ場びらきイベントウォーキング(学びの土曜塾・あらたまウォーキング合同開催)、学びの土曜塾移動研修（ビーチクリーン作戦 海をきれいにしよう!）
	磐清水市民センター	地球温暖化対策学習会
	黄金山農業協同組合	里山自然森林観察会「秋の黄金山でデイキャンプ」
室根	一関市	植樹体験学習（盛岡市立下橋中学校）
	室根図書館	山の魅力
	室根市民センター	子ども土曜塾：星空観察会
	一関市観光協会室根	室根山山開き、室根高原クリーン作戦
	室根町第12区自治会 NPO法人 森は海の恋人	第34回森は海の恋人植樹祭
	津谷川子供会	水生生物調査
川崎	川崎図書館	はるのくさばな
	建設業協会千厩支部 岩手県 一関市	道の日行事「国道284号等清掃作業」
	NPO法人 北上川サポート協会	てくてく☆ごみ拾い～川崎は日本一きれいな町～、第36回北上川クリーン大作戦!、水辺のeco広場@マルシェ、第37回北上川クリーン大作戦!、草刈り作業及び泥清掃活動

川崎	川崎あじさい公園管理組合 川崎中学校	川崎あじさい公園補植作業
	高成自治会	市道・公園のごみ拾い、草刈、ガードレール清掃
	新町会	市道・公園及び周辺の草刈
	株式会社小田島組	道路等草刈りボランティア
藤沢	藤沢図書館	【一般】水の本
	藤沢市民センター	地域の宝活用事業「藤沢のお宝探しに行こう！」
	27区自治会 埴中山間集落	自然体験（ホテルの観察会）

※ この他にも各地域において、自治会や環境団体等による取組が行われています。

3 小中学校での環境に関する取組

(1) 小学校

地域	学校名	主な取組
一関	一関	ミニトマトの栽培（2年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、さつまいもの栽培（特別支援学級）、校庭の草取り（全校）、学校花壇の整備（5・6年美化委員会）
	山目	清掃センター・浄水場見学（4年）、プール清掃（5・6年）、のびのび菜園（全校）、学校花壇整備（児童委員会）、ふれあい環境整備（PTA）
	赤荻	栽培学習（2年・4年・特別支援学級）、環境関連施設見学（4年）、稲の栽培（5年）、プール清掃（5・6年）、資源回収（児童会）
	中里	秋さがし（植物、昆虫）（1学年）、ハウセンカ栽培・観察（3年）、ヘチマ栽培・観察・浄水場・清掃センター・照井堰見学（4年）、沢登りでの生物調査（5年）、プール清掃（全校）
	滝沢	リサイクルプラザ・清掃工場の見学（4年）、花や野菜の栽培（全校）、プール清掃（全校）、EM菌作成（全校）、環境整備作業（PTA）
	南	さつまいもの栽培（1年・特別支援学級）、ミニトマトの栽培・観察（2年）、ヘチマの栽培・観察（4年）、清掃センター・浄水場・吸川放流路見学（4年）、プール清掃（5・6年）
	弥栄	水生生物調査（3・4年）、EM菌作成（4年）、清掃センター見学（4年）、プール清掃（全校）、学校周辺の清掃活動（全校）
	萩荘	自然観察・自然体験（1・2年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、栽培活動（全校）、プール掃除・草取り作業（全校）、資源回収・早朝環境整備作業（PTA）
	巖美	プール清掃（4～6年）、巖美溪巣箱清掃（6年）、巖美溪畔清掃（全校）、学校花壇の整備（ボランティア委員会）、環境整備作業（PTA）
	舞川	プール清掃（3～6年）、球根掘り（全校）、花の苗植え（全校）、球根植え（全校）、資源回収（PTA）
花泉	花泉	水生生物調査（5年）、東北電力によるエネルギー出前授業（5年）、学校花壇の整備（全校）、プール清掃（全校）、資源回収（PTA）

大東	大原	水生生物調査（４年）、野菜作り（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
	大東	水生生物調査（３年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、プール清掃（４～６年）、農作物栽培（特別支援学級）
	興田	鮭の稚魚放流（１～３年）、水生生物調査（３年）、学校花壇の整備（４年）、自然愛護少年団どんぐりの育苗（６年）、ガードレール清掃（４～６年・中学校と合同）
	猿沢	水生生物調査（４年）、地球温暖化を防ごう隊への参加（４年）、脇田郷浄水場見学・北上川学習交流館における河川の保全等についての学習（４年）、農作物の栽培（２～４年）、プール清掃（全校）
千厩	千厩	農作物・植物の栽培（１～３年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、貴金属再生事業を行っている企業等への見学（４年）、プール清掃（５・６年）、環境整備作業（PTA）
東山	東山	農作物の栽培（１～５年）、森林学習会（４年）、校庭の草取り・石拾い（全校）、学校花壇の整備・校庭の樹木プレートの作成（環境委員会）
室根	室根	水生生物調査（４年）、森は海の恋人植樹祭参加（５年）、室根山山開き参加（６年）、学校花壇の整備（５～６年）、資源回収（PTA）
川崎	川崎	ホテルの学習（３年）、水生生物調査（４年）、門崎メダカ米の栽培（５年）、プール清掃（全校）、農作物の栽培（全校）
藤沢	藤沢	地球環境を守る（ごみ問題）（５年）、プール清掃（４～６年）、学校花壇の整備（１～３年環境委員会）、植物・農作物の栽培（全校）、資源回収（PTA）
	黄海	稲作栽培（５年）、花壇整備・環境美化（全校）、プール清掃（全校）、校庭・学校周辺の草刈り（PTA）、校庭・学校周辺の草刈り・木の剪定・稲作栽培（地域）

(2) 中学校

地域	学校名	主な取組
一関	一関	使用済みインクカートリッジ回収・地域奉仕活動（生徒会）、学校花壇の整備（総合文化部）、環境整備作業（PTA）
	磐井	地域奉仕活動（全校）、環境整備作業（PTA）、高田松原草刈り奉仕活動（２・３年ボランティア）、ペットボトルのキャップ回収（社会・科学部）
	一関東	牛乳パックの回収（全校）、地区奉仕活動（全校）、プール清掃（全校）、資源回収（生徒会）、環境整備作業（PTA）
	桜町	学校花壇の整備（特別支援学級）、野菜栽培（特別支援学級）、吸川の水生生物調査（情報科学部）
	萩荘	地球温暖化について（３年）、ペットボトルキャップ集め（生徒会）、資源回収（PTA）、環境整備作業（PTA）
	巖美	巖美溪畔清掃（全校）、資源回収（全校）、プール清掃（全校）、書き損じはがきの回収（全校）、環境整備作業（全校・PTA）
	舞川	530（ごみゼロ）運動（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（全校・PTA）、資源回収（PTA）
花泉	花泉	ペットボトルキャップ回収（全校）、学校花壇整備（PTA）
大東	大東	節電・節水の呼びかけ（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
千厩	千厩	以前植樹した木々の枝打ち作業（３年）、書き損じはがきの回収（全校）、環境整備作業（全校・PTA）

地域	学校名	主な取組
東山	東山	緑のサヘル講演会（2年）、農作物の栽培（特別支援学級）、ガードレール清掃（全校）、資源回収（PTA・3年）、環境整備作業（PTA）
室根	室根	花壇作り・整備（全校）、プール清掃（全校）、廃油石鹸作り（保健委員会）
川崎	川崎	あじさい補植（3年）、資源回収（全校）、地域の清掃活動（全校）、花火大会後の清掃活動（全校）、PTA親子環境整備活動（PTA）
藤沢	藤沢	ミニトマトの栽培（1年）、農園・花壇作り（特別支援学級）、学校花壇の整備（全校）

資料：各小中学校

写真

巖美小学校

写真

赤荻小学校

写真

本寺地区地域づくり推進協議会
(布草履づくり)

写真

川崎小学校

写真

一関地方植樹祭

写真

黄金ロードふれあい協議会
(黄金ロードふれあい作戦)

4 一関市環境基本条例

平成18年12月22日条例第79号

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条―第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条―第21条）
- 第4章 環境審議会（第22条―第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければなら

らない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境策定を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(公共的施設等の整備及び事業推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用

が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第 16 条 市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施・監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境保全における相互協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属している者

- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者
(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第28条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成 19 年 3 月 22 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第 6 条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第 7 条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼い犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

■発行 一関市 市民環境部 生活環境課
〒021-8501
岩手県一関市竹山町7番2号
TEL：0191-21-8331、8341（直通）
FAX：0191-21-2101
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

差替

(2) 令和4年度実績について

二酸化炭素排出量は、エネルギー・燃料の使用量に、地球温暖化対策推進法施行令第3条及び別表第一に定める温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数^{*}を乗じて算出しています。

なお、「電気」については東北電力株式会社の設定する係数を使用しています。

^{*}単位発熱量×炭素排出係数×44/12 で求められます。下表では電力の係数を除き、小数第三位以下を四捨五入して示しています。

(参考) 令和4年度実績値における温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数

算定項目	種別	排出係数	単位
庁舎・施設からの二酸化炭素排出量	灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
	重油	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
	LPG	3.00	kg-CO ₂ /m ³
	都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /Nm ³
	電気	0.496	kg-CO ₂ /kWh
公用車利用による二酸化炭素排出量	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ

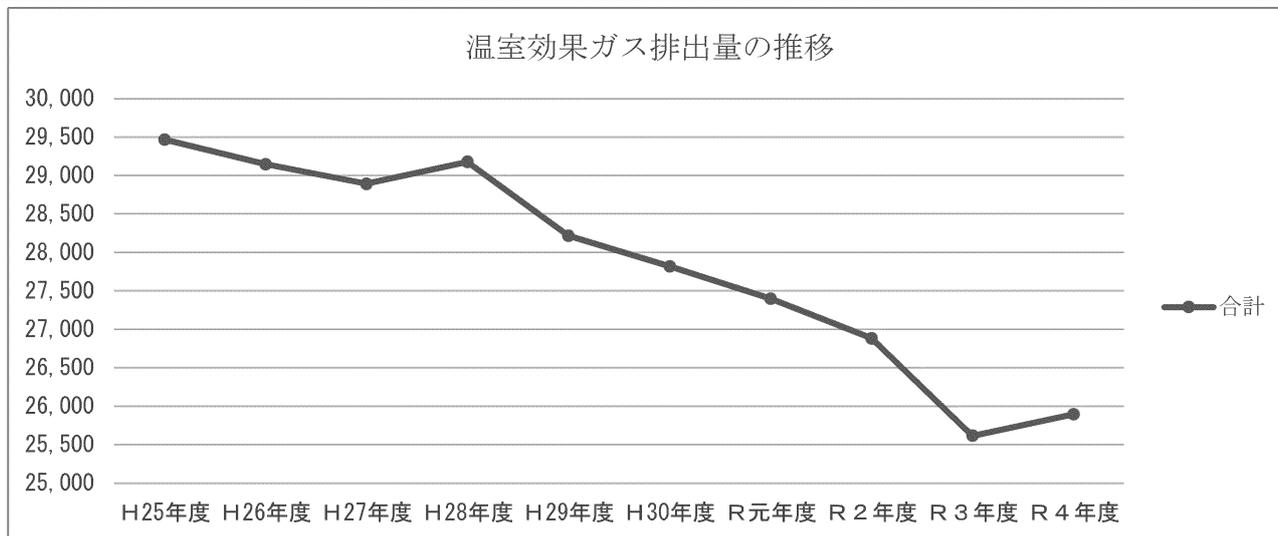
※参照「R4年3月環境省大臣官房環境計画課 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」

※燃料等使用量に排出係数を乗じて計算しても排出量内訳と合致しません。これは燃料使用時に、二酸化炭素以外の温室効果ガスが排出されたものを、二酸化炭素を基準とした排出量の数値に置き換え、二酸化炭素排出量に加算したことによるものです。

①温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算排出量）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
二酸化炭素(CO ₂)	29,418	29,089	28,832	29,106	28,150	27,752	27,335	26,823	25,557	25,841
メタン(CH ₄)	9	9	10	9	9	11	10	10	10	9
一酸化二窒素(N ₂ O)	38	41	44	57	52	50	48	44	44	41
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	7	9	8	9	9	10	10	10	10	8
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,900



② 部門別温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

部門別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
オフィス部門	2,657	2,553	2,392	2,460	2,503	2,324	2,237	2,267	2,099	2,109
市民利用施設部門	11,051	10,947	11,318	11,159	10,784	10,922	10,763	9,753	9,820	9,703
学校施設等部門	6,485	6,687	6,291	6,671	6,600	6,128	6,051	6,267	5,899	5,680
消防施設部門	883	699	840	853	879	752	708	640	862	838
水道施設部門	7,242	7,095	6,915	6,904	6,437	6,753	6,704	6,937	6,076	6,684
下水道施設部門	1,154	1,167	1,138	1,134	1,017	944	940	1,023	865	886
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,900

③ 事業別温室効果ガス排出量内訳の推移

単位：t-CO₂

事業別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
燃料等の使用	27,884	27,468	26,905	26,948	26,039	25,564	25,261	24,899	23,706	24,094
うち電気の使用	22,777	22,529	21,635	21,958	21,071	20,930	20,522	20,400	18,978	19,934
うちその他の燃料等の使用	5,107	4,939	5,270	4,990	4,968	4,634	4,739	4,499	4,728	4,160
公用車の使用	1,276	1,389	1,696	1,833	1,773	1,846	1,736	1,613	1,535	1,406
廃棄物の排出(廃プラスチックの焼却)	83	75	67	186	200	192	186	183	177	180
水道の使用	229	216	226	214	208	221	220	193	204	220
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887	25,622	25,900

④ 使用量等実績

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
燃料	灯油(kℓ)	981	964	1,045	960	962	887	867	850	893	783
	重油(kℓ)	833	779	822	786	796	725	808	726	765	673
	LPG(m ³)	59,439	57,237	60,671	66,342	55,411	64,969	50,361	43,693	45,136	40,789
	都市ガス(m ³)	33,727	49,388	46,990	46,060	47,390	44,433	48,398	52,909	55,980	50,907
	電気(kWh)	38,932,297	38,490,690	39,113,399	40,100,573	40,691,482	40,062,215	39,736,519	39,676,793	40,297,797	40,633,242
公用車	ガソリン(kℓ)	197	253	243	270	226	227	224	205	207	212
	軽油(kℓ)	310	305	441	466	473	500	461	429	398	349
廃棄物の排出(廃プラスチックの焼却)量(t)	29.7	27.0	23.8	66.7	71.5	68.8	66.7	65.5	63.4	64.6	
水道の使用量(m ³)	305,272	293,972	317,066	301,799	314,062	316,069	313,966	269,478	320,016	306,911	

○使用済小型家電資源化量

単位：t

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計
R 2年度	8.78 —8.2	26.67 —25.9	13.6	49.05 —47.7
R 3年度	8.51 —7.8	28.86 —28.1	6.9	44.27 —42.8
R 4年度	9.20 —8.5	26.55 —25.6	7.1	42.85 —41.2

(2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施し、令和4年度は21.8tを回収しました。

回収した古着は、ウエスなどとして利用されています。

写真

6 ごみ問題対策巡視員の取組

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用を促進するため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員457人が選任され、集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や、不法投棄の通報等の取組を行っています。

一関市地球温暖化対策地域推進計画の進捗確認について

【目標値】

- ・ 2030年度のCO₂排出量削減目標
平成25（2013）年度比46%減、さらに全部門・分野での達成となる51%減の高みを目指す」
- ・ 再生可能エネルギーの導入目標
2.7万kW（CO₂削減量3万t-CO₂）

【市の対策の方向性】

再生可能エネルギー導入に関する取組や家庭部門・運輸部門における省エネなどに関する取組を重点的に実施する

国の自治体排出量カルテのデータは県の統計データの按分値のため、市独自の取組の効果が分からないという課題がある。

上記の目標、市の対策の方向性を踏まえ、市内で実施している取組を記載する。

1 記載事項（例）

- (1) 市の二酸化炭素排出量（環境省自治体排出量カルテ）
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金の実績
市内の個人・中小企業者を対象とした下記設備の導入補助事業の実施結果
 - ① 自家消費型太陽光発電設備（非FIT・卒FIT）の設置状況
 - ② 蓄電設備の設置
 - ③ 車載型蓄電池（EV/PHEV）の導入
 - ④ 充放電設備（V2H）の導入
- (3) 薪ストーブ設置費補助金の実績
- (4) 公用車のEV・PHEV・HVへの更新状況
など（可能な範囲で市内民間事業者の取組の情報収集・評価も行うよう検討）

2 公表の方法

環境報告書内に「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の項目を追加し、環境報告書だけで事務事業に関する取組（一関市役所地球温暖化対策実行計画関係）と区域施策に関する取組（一関市地球温暖化対策地域推進計画関係）の両方を把握できるようにする。

3 現在の環境報告書からの変更点

- ・ 基本方針1に「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の項目を追加
- ・ 進捗評価事項（例）等について広く情報収集を行い小項目として記載
上記の変更をした場合の例（一部）を次のページに示します。

例

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

2 一関市地球温暖化対策地域推進計画

(1) 市の二酸化炭素排出量【出典：環境省自治体排出量カルテ】

単位：千 t-CO₂

部門・分野	産業部門	業務 その他 部門	家庭 部門	運輸 部門	廃棄物 分野	全体	削減率 (%)
基準値 (H25 年度)	330	210	240	280	10	1,070	—
R 2 年度	286	123	181	227	13	830	22.4
目標値 (R12 年度)	170	80	80	170	10	520	51

※ 公表されている最新年度数値
 ※ 目標値の合計が合いませんが、端数処理の都合によるものです。

3 地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付実績

○ 個人

年 度	自家消費型太陽光発電設備			蓄電設備			車載型蓄電池		充放電設備	
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均容量 (kWh)	件数	補助額 (千円)	件数	補助額 (千円)
R 5 年度	1	369	5.28	1	413	13.40	1	850	1	1,020

※ 自家消費型太陽光発電設備の補助額（上限額）：出力 1kW あたり 7 万円（56 万円） 資料：生活環境課
 蓄電設備の補助額（上限額）：導入に要した経費の 3 分の 1（41 万 3 千円）
 車載型蓄電池の補助額（上限額）：蓄電池の容量×2 分の 1×4 万円（車種ごとに定められた額）
 充放電設備の補助額（上限額）：導入に要した経費の 2 分の 1（定めない）

○ 中小企業者

年 度	自家消費型太陽光発電設備			蓄電設備			車載型蓄電池		充放電設備	
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均容量 (kWh)	件数	補助額 (千円)	件数	補助額 (千円)
R 5 年度	1	495	9.9	—	—	—	—	—	—	—

※ 自家消費型太陽光発電設備の補助額（上限額）：出力 1kW あたり 5 万円（100 万円） 資料：生活環境課
 蓄電設備の補助額（上限額）：導入に要した経費の 3 分の 1（126 万 6 千円）
 車載型蓄電池の補助額（上限額）：蓄電池の容量×2 分の 1×4 万円（車種ごとに定められた額）
 充放電設備の補助額（上限額）：導入に要した経費の 2 分の 1（定めない）

※ 実際の記載内容や表示方法は変更する場合があります。